

「芸能人の写真」肖像等侵害差止等請求事件：東京地裁平成 22(ワ)46450・平成 25 年 4 月 26 日（民 29 部）判決<認容>

### 【キーワード】

パブリシティ権，プライバシー権，芸能人の写真掲載雑誌，不法行為，損害と損害額，被告らの故意・過失

### 【主 文】

- 1 被告らは，連帯して，別紙当事者目録記載の各原告に対し，それぞれ別紙原告認容金額目録の認容金額欄記載の金員及びこれに対する平成 23 年 1 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを 3 分し，その 2 を原告らの負担とし，その余は被告らの負担とする。
- 4 この判決は，第 1 項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

本件は，芸能人である原告 A～U が，被告会社（株式会社笠倉出版社）の発行する別紙雑誌目録記載の雑誌（以下，併せて「本件雑誌」といい，個別に特定する場合には当該目録の符号に従って「本件雑誌 1」などという。）の記事によって，原告らのパブリシティ権と原告 A，原告 B 及び原告 I のプライバシー権が侵害されたなどと主張して，①被告会社に対し，上記各権利に基づく差止及び廃棄請求として，本件雑誌の印刷，販売の禁止及び廃棄を求める（請求 1 及び 2）とともに，②被告らに対し，⑦被告会社，本件雑誌の発行人である被告発行人，本件雑誌の編集人である被告編集人につき，不法行為に基づく損害賠償請求として，④被告会社の代表取締役である被告代表者につき不法行為又は会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償請求として，それぞれ別紙原告請求金額目録の請求金額欄記載の金員（附帯請求として訴状送達の日翌日である平成 23 年 1 月 20 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金）の連帯支払を求めた（請求 3）事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

#### (1) 原告ら

原告らは，別紙プロフィール目録記載のとおり，いずれもテレビ番組，映画等に出演する芸能人である。

#### (2) 被告ら

被告会社は，娯楽及びレジャーに関する雑誌等の出版，取次販売等を業とする出版社である。

被告代表者は，被告会社の代表取締役である。

被告発行人は，本件雑誌の発行人である。

被告編集人は、本件雑誌の編集人である。

被告代表者は、本件雑誌の出版販売当時、被告会社の代表取締役であり、代表取締役として被告会社の雑誌等の編集方針を決定する権限があった。

被告発行人及び被告編集人は、被告会社の雑誌等の編集、発行の方針等を現場で決裁する権限を有していた。

### (3) 本件雑誌の出版及び販売

被告会社は、本件雑誌を出版及び販売した。

### (4) 本件雑誌

ア 本件雑誌1（甲43）

(ア) 本件雑誌1は、「(裏) ENJOY MAX ポロチラSP」と題する雑誌であり、税込み販売価格500円（税抜き476円）で販売されていた。

(イ) 本件雑誌1は、縦約18.1cm、横約14.8cmで、表表紙・裏表紙を含めて260頁（広告頁を含めた頁数）であり、その目次は、次のとおりである（下記の表記は98頁の目次に基づいて記載したものであり、実際の頁における表記とは一部違っている点がある。）。

- 003 少女が真っ裸で映ってても誰ひとり気にしなかった  
古き良き時代のお宝写真 公式未成年ヌード  
18歳未満でマッパになったトップレス芸能人。
- 011 怒涛の46ポッチ アイドルのナマ乳首SP
- 027 プリクラ流出から勝負下着写真まで  
AKB48 ハプニングSPECIAL 楽屋流出
- 035 アタシたち、今も昔も身体ひとつで稼いでいます！  
元キャバ嬢&元風俗嬢タレント大集合！
- 054 作られた？芸能人の顔ビフォー&アフター  
発掘された過去の姿から整形疑惑を検証！
- 064 タレ流し&ダダ漏れ 芸能界B級ニュース
- 090 芸能人が処女だった頃にプレイバック！  
発掘!!アイドルの美顔成長メモリー
- 099 有名美女の生乳  
奇跡の瞬間！ナマ撮りSCOOP!!!
- 110 麗しき美熟女の世界
- 117 人気アイドル3大神 お宝全部出し
- 138 悶絶！生殺しセミヌード  
見えそうで見えない究極露出
- 149 スケる動画17本  
アイドルDVDの「おっ！」な瞬間を厳選チョイス
- 163 男前芸人列伝  
芸の道で生きる男たちの泣かせるイイ話

- 174 2010最新版 芸能人のCMギャラデータバンク
- 202 女子アナマル秘スキャンダル
- 227 芸能人の性交 アイドルだってエッチが好きなのだ!
- 235 全国放送された衝撃ハプニング 放送事故TV
- 245 ドーン!美尻の殿堂入り
- 251 人気アイドルほかほかパンティ50枚  
永久保存版!パンチラ大全

(ウ) 本件雑誌1のうち、カラーページは130頁(表表紙・裏表紙を含む。)であり、広告9頁を除いて、ほぼコメント付きの芸能人等の女性の写真で占められている。

イ 本件雑誌2(甲44)

(ア) 本件雑誌2は、「ENJOY MAX THE BEST VOL. 2」と題する雑誌であり、税込み販売価格490円(税抜き467円)で販売されていた。

(イ) 本件雑誌2は、縦約28.2cm、横約21cmで、表表紙・裏表紙を含めて132頁(広告頁を含めた頁数)であり、その目次は、次のとおりである

(下記の表記は66頁の目次に基づいて記載したものであり、実際の頁における表記とは一部違っている点がある。)

- 003 パンチラどころの騒ぎじゃねーぞ!!  
AKB48K具が見えちゃった事件
- 007 乳首出た!超人気アイドル7人  
桜色の生ビーチク図鑑
- 011 思わず感じた?  
アイドル擬似愛撫
- 018 「犯罪白書」には載らない公開輪姦  
有名美女強姦事件FILE被害者19名
- 023 AKB48, アイドリング, ハロプロetc  
グループアイドル大乱交SP
- 046 ゆるんだ瞬間を激撮!  
ナマ写真パパラッチ
- 052 ドラマ, 映画でみせた本気のペロチュー  
ガチンコ☆キッス
- 056 脱ぐより恥ずかしい!?  
芸能人のすっぴん
- 061 業界関係者に聞く  
ガチンコランキング!
- 067 ガチでヨガるモノホン画像  
平成のSEX流出

- 075 巨乳番付BEST50
- 086 最新！放送事故TV
- 093 フルヌードを彷彿させる究極の角度  
全裸に見える体育座り
- 096 間違いなくヌケる!!!  
ファッションモデルの世界
- 100 セレブたちのトンデモネー瞬間  
ワールド・オブ・せれびっち。
- 105 エロさ2倍のピッチリ感！  
濡れケツMAXIMAM
- 110 どえろコスプレSHOW
- 114 脱ぐより着てた方がエロくない!?  
WE LOVE 着衣BODY
- 116 恥ずかしすぎるアクメフェイス  
イキ顔 セレクション
- 120 若手アイドルたちが次々にブラジャー解除！  
初脱ぎスペシャル
- 125 エンジョイ☆  
読者プレゼント

(ウ) 本件雑誌2は、すべてカラーページ（表表紙・裏表紙を含む。）であり、  
広告14頁を除いて、ほぼコメント付きの芸能人等の女性の写真で占められている。

ウ 本件雑誌3（甲45）

(ア) 本件雑誌3は、「お宝 ENJOY MAX VOL. 3」と題する雑誌であり、  
税込み販売価格830円（税抜き790円）で販売されていた。

(イ) 本件雑誌3は、縦約25.7cm、横約20.6cmで、表表紙・裏表紙  
を含めて148頁（広告頁を含めた頁数）であり（ただし、表表紙・裏表紙を除  
いて袋とじである。）、その目次は、次のとおりである（下記の表記は2頁の目  
次に基づいて記載したものであり、実際の頁における表記とは一部違っている点  
がある。）。

- 003 芸能人SEX流出大全
- 011 芸能人の放尿&温泉27人
- 019 有名美女のビーチク図鑑  
桜色のナマ乳首
- 027 **X1, X2, X3**  
新若手三大女優ポロチラ女神決定戦
- 035 **X4**  
表紙連動グラビア
- 043 超人気グラドルの原寸大乳房。

- 051 歴史的!!お宝生写真・ザ・ベスト  
2010年上半期に起きた奇跡の瞬間一挙出し!
- 059 アイドルの股間。  
永久保存版 禁断の股間モロ出し事故画像を一挙大放し!
- 067 放送禁止TV  
お宝SHOT一挙出し
- 075 X5 お宝全部出し
- 083 X6 VS X7  
チラポロバトル
- 091 女子アナハプニング
- 099 アイドルの殿堂入りセックス現場  
一世一代一回限り
- 107 X8 お宝全部出し
- 115 歴史的剛毛ヘアヌード  
脱いたらホントにスゴかった…
- 123 芸能人激似AV傑作選  
激似超越推定本人!!
- 131 X9 完全版  
ボクらが一番好きなAVアイドル
- 139 プレステージ完全セル作5タイトル一挙紹介!!  
店頭販売限定!

(ウ) 本件雑誌3は、すべてカラーページ(表表紙・裏表紙を含む。)であり、  
広告5頁を除いて、ほぼコメント付きの芸能人等の女性の写真で占められている。

エ 本件雑誌4(甲46)

(ア) 本件雑誌4は、「ENJOY MAX 2010年7月号」と題する雑誌  
であり、税込み販売価格560円(税抜き533円)で販売されていた。

(イ) 本件雑誌4は、縦約28.2cm、横約21cmで、表表紙・裏表紙を含  
めて164頁(広告頁を含めた頁数)であり、その目次は、次のとおりである

(下記の表記は11頁の目次に基づいて記載したものであり、実際の頁における  
表記とは一部違っている点がある。)

- 003 [袋とじ]  
Part. 1  
人気アイドルのAV出演疑惑W  
X10, X11
- 007 [袋とじ]  
Part. 1 (判決注:原文のママ)  
衝撃の生着替え  
映像流出

- X12**
- 0 1 2 表紙連動グラビア
- X13**
- 0 1 6 芸能ハプニング  
喰わず嫌い王選手権
- 0 2 0 グラビア
- X14**
- 0 2 2 グラビア
- X15**
- 0 2 4 超生写真
- X16, X17,**
- X18, Q...**
- 0 2 8 『女帝薫子』で人気上昇中！  
次世代“神”アイドル・**X1**
- 0 3 5 [袋とじ] P a r t . 3  
アジア2大美女の壮絶  
ナマハメ撮り流出  
亜細亜流出
- 0 3 9 [袋とじ] P a r t . 4  
AV引退…!!そして  
半生の映画化記念
- X19** C H R O N I C L E
- 0 5 9 [袋とじ] P a r t . 5  
危険度120パーセント！  
業界関係者が語った  
超リアルなアイドル番付
- 0 6 7 ごっちゃんです!!本日発表BEST50リベンジ!夏間近だからムレ  
ムレ状態  
「脇汗」選手権選手権 (判決注:原文のママ)
- 0 7 9 革命的テレビ番組  
もっと温泉に行こう!!
- 0 8 4 アイドル月9に登場
- X20** 特集
- 0 8 8 W h o i s **X21**?  
**X21**とは誰か。
- 0 9 9 最新アイドルお宝放送局  
ゆるーくポロチラ
- 1 3 8 「動画」が輝いているぜ!

- アイドル裏チャンネル
- 1 4 2 グラビア  
**X22**
- 1 4 4 グラビア  
**X23**
- 1 4 5 グラビア  
**X24**
- 1 4 6 グラビア  
**X25**
- 1 4 7 グラビア  
**X26**
- e t c

(ウ) 本件雑誌4のうち、カラーページは132頁（表表紙・裏表紙を含む。）であり、広告12頁を除いて、大部分がコメント付きの芸能人等の女性の写真で占められている。

オ 本件雑誌5（甲47）

(ア) 本件雑誌5は、「ENJOY MAX 2010年10月号」と題する雑誌であり、税込み販売価格560円（税抜き533円）で販売されていた。

(イ) 本件雑誌5は、縦約28.2cm、横約21cmで、表表紙・裏表紙を含めて164頁（広告頁を含めた頁数）であり、その目次は、次のとおりである

（下記の表記は11頁の目次に基づいて記載したものであり、実際の頁における表記とは一部違っている点がある。）。

- 003 [袋とじ] Part. 1  
人気グラドルの  
プライベート  
SEX流出
- 007 [袋とじ] Part. 2  
勝手に引退記念  
大特集!!!  
**X19**クロニクル
- 012 表紙連動グラビア  
**X15**
- 016 芸能ハプニング  
喰わず嫌い王選手権
- 020 グラビア  
**X27**
- 022 グラビア  
**X28**

- 024 生写真  
sparkling!!
- 028 **X29**特集  
ニャンニャンしたって  
応援するぞハプニング
- 031 韓国アイドル「KARA」の  
ヒップダンスは来るのか?
- 032 **X30**  
乳首出しの歴史
- 035 [袋とじ] Part. 3  
こりゃ本物より  
本物じゃんか  
**X31**概似AV (判決注: 原文のママ)
- 039 [袋とじ] Part. 4  
オール目線で  
ごめんなさい  
青春甲子園ハプニング
- 059 [袋とじ] Part. 5  
AV女優はすでにメジャー?  
ドキドキ出演チェック
- 067 ごっちゃんです!! 本日発表本日発表「プリケツ」選手権BEST50  
本当のエロスは乳よりもケツだ!
- 079 芸能界 (マル秘) ランキング
- 084 永久保存版  
夏だからこそねちっこく  
びちょびちょ汗腋ピックアップ
- 089 CMクイーン**X31**の  
ザ着衣巨乳フェスティバル
- 092 2010女子アナ  
「エロ下半身」BEST10
- 099 最新アイドルお宝放送局  
ゆる〜くポロチラ
- 124 トロけ出す♡ 熟成未マンの10代
- 131 お宝シーン全部入り!!  
悩殺夏ドラマ
- 142 グラビア  
**X14**
- 144 グラビア



**X32**

1 4 5 グラビア

**X33**

1 4 6 グラビア

**X34**

1 4 7 グラビア

**X35**

1 5 0 俺の好きな熟女

BEFORE AFTER

**X36**

e t c

(ウ) 本件雑誌5のうち、カラーページは132頁（表表紙・裏表紙を含む。）であり、広告12頁を除いて、大部分がコメント付きの芸能人等の女性の写真で占められている。

**(5) 本件雑誌の記事**

本件雑誌には、別紙記事目録記載のコメント内容欄の内容の記述及び写真からなる記事が掲載された（以下、併せて「本件記事」といい、個別に特定する場合には当該目録の符号に従って「記事1」などという。また、本件記事に掲載された写真を併せて「本件写真」という。）。雑誌ごとでは、記事1～33は本件雑誌1，記事34～59は本件雑誌2，記事60は本件雑誌3，記事61～63は本件雑誌4，記事64～66は本件雑誌5に掲載されたものである（本件雑誌から本件記事を抜粋した証拠である甲1～5〔枝番号を含む。〕を末尾に添付する。）。

**(6) 本件に至る経過**

ア 原告ら所属のプロダクションが会員である社団法人日本音楽事業者協会（現在は一般社団法人である。以下「日本音楽事業者協会」という。）は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成21年4月28日付け抗議書をもって、被告会社発行の「エンジョイマックス4月号」（同月1日発行）には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているなどとして、パブリシティ権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書の提出を要求した。

これに対し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、平成21年5月1日付け陳謝状を提出した。当該陳謝状には、「この度、弊社発行（平成21年4月1日付）の『エンジョイマックス4月号』において貴協会会員社所属タレント及びアーティスト様のパブリシティ権を侵害しているところのご指摘を貴協会ご担当者より受けました。編集部および制作スタッフで調査、検証を行いましたところ、ご指摘の事実を確認いたしました。弊社のチェック、管理体制の不十分さによるものと深く反省し、貴協会並びに貴協会会員社様、会員社所属タレント、アーティスト様に多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。」「今

後は貴協会会員社所属タレント及びアーティスト様のパブリシティ権を侵害しないようにいたします。」と記載されていた。

(以上につき甲16, 17, 弁論の全趣旨)

イ 日本音楽事業者協会は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成22年4月30日付け抗議書をもって、被告会社発行の本件雑誌1には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているなどとして、パブリシティ権及びプライバシー権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書の提出を要求した。

これに対し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、平成22年5月10日付け誓約書を提出した。当該誓約書には、「この度、弊社発行（平成22年6月1日付け）の『裏 ENJOY MAX ポラチラ SP』（判決注：本件雑誌1）において、貴協会会員社所属タレント様並びにアーティスト様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害しているのご指摘を受けました。編集部及び制作スタッフで調査、検証を行いましたところ、ご指摘の事実を確認いたしました。平成21年5月1日付けで謝罪の意志を表明したにも関わらず、上記のような事態になったことは、弊社のチェック、管理体制の不十分さによるものと深く反省し、貴協会並びに貴協会会員社様、会員社所属タレント様、アーティスト様に度重なるご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。」「今後は、貴協会会員社所属タレント様並びにアーティスト様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害しないように誓約いたします。」と記載されていた。

また、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、被告発行人及び被告編集人の氏名を連記の上、平成22年5月10日付けで「お願い」と題する文書を提出した。当該文書には、「この度、弊社発行（平成22年6月1日付）の『裏 ENJOY MAX ポラチラ SP』において、貴協会会員社所属タレント様並びにアーティスト様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害しているのご指摘を受けまして、別紙にて誓約書の方を同封させていただきました。」「また、平成22年5月14日発売の『ENJOY MAX THE BEST vol. 2』（判決注：本件雑誌2）におきましては、現在印刷が終わってしまっている状況であるため、一部チェックが不十分な場合があります。つきましては、『裏 ENJOY MAX ポラチラ SP』とあわせて二次使用料を支払わせて頂ければと考えております。」と記載されていた。

(以上につき甲18, 19の1及び2)

ウ 日本音楽事業者協会は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成22年6月18日付け抗議書をもって、本件雑誌4には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているなどとして、パブリシティ権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書及び具体的な再発防止策の提出を要求した。

これに対し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、被告発行人及び被告編

集人の氏名を連記の上，平成22年7月1日付け誓約書を提出した。当該誓約書には，「この度，弊社発行の『ENJOY MAX 7月号』（判決注：本件雑誌4）において，貴協会会員社所属タレント様及びアーティスト様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害しているとのこと指摘を受けました。編集部及び制作スタッフで調査，検証を行いましたところ，ご指摘の事実を確認いたしました。平成22年5月10日付けで謝罪の意思を表明し，パブリシティ権を侵害しないことを誓約したばかりにも関わらず，上記のような事態になったことは，弊社のチェック，管理体制の不十分さによるものと深く反省し，貴協会並びに貴協会会員社様，会員社所属タレント，アーティスト様に度重なるご迷惑をおかけしたことを，心よりお詫び申し上げます。」「今後は，貴協会会員社所属タレント及びアーティスト様のパブリシティ権及びプライバシー権を一切侵害しないように固く誓約いたします。」「具体的な再発防止策といたしましては，●貴協会会員社所属タレント様及びアーティスト様のリストを作成いたします。●その上で，上記リストに含まれるタレント様及びアーティスト様の写真が，事前の承諾なく，弊社発行の『ENJOY MAX』に掲載されることのないよう，編集人・発行人ともども何重ものチェックをできる体制を確立いたします」「なお，各権利者より弊社に対する請求がある場合は，速やかに規定の使用料をお支払いさせていただきます。」と記載されていた。

（以上につき甲20，21）

エ 日本音楽事業者協会は，被告会社に対し，平成22年7月23日付け申入書をもって，上記ウの被告会社の使用料を支払う旨の回答に対して支払うべきものは使用料ではなく損害賠償金であると指摘した上で，本件雑誌1，2及び4が未だ販売されており，真にパブリシティ権及びプライバシー権侵害を反省しているのか疑わざるを得ないなどとして，代表取締役名での誓約書の作成とパブリシティ権及びプライバシー権を侵害する雑誌の販売中止を申し入れるとともに，申入れが受け入れられない場合，各権利者より訴訟を提起することが検討されている旨を申し添えた。

これに対し，被告会社は，日本音楽事業者協会に対し，回答書を送付し，当該回答書には，「平成22年7月1日付け誓約書（但し，使用料を支払う旨の部分は除きます。）に従い再発防止に努めて参ります。」「パブリシティ権又はプライバシー権に基づく損害賠償請求又は差止請求につきましては，各権利者殿・弊社間の法律問題ですので，貴協会との間でこのような法律事務を処理することは控えさせて頂きたいと存じます。」と記載されていた。

（以上につき甲22，23）

オ 原告ら代理人は，被告会社に対し，平成22年10月28日付け通知書をもって，本件雑誌が依頼者のパブリシティ権，プライバシー権及び人格権を侵害しているなどとして，本件雑誌の販売中止及び在庫破棄と損害賠償の支払を請求した。

これに対し，被告会社は，原告ら代理人に対し，回答書を送付し，当該回答書

には、「平成22年7月1日付け誓約書に従い、平成22年7月1日以降に発行された『お宝 ENJOY MAX VOL. 3』（平成22年8月6日発売）（判決注：本件雑誌3），『ENJOY MAX 10月号』（平成22年9月6日発売）（判決注：本件雑誌5）におきましては再発防止に努めて参りました。」「しかしながら、平成22年9月6日に発売されました『ENJOY MAX 10月号』におきまして、社団法人日本音楽事業者協会の会員社に所属いたしますO様、J様の肖像写真を無断で掲載し、O様、J様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害していることを確認いたしました。これも私どものチェック体制の不備であると深く反省し、心よりお詫び申し上げます。今後はパブリシティ権及びプライバシー権を一切侵害しないことを、固く誓約いたします。」

「また、『お宝 ENJOY MAX VOL. 3』（平成22年8月6日発売）におきまして、M様、『ENJOY MAX 10月号』（平成22年9月6日発売）におきましてN様の肖像写真を無断で掲載し、M様、N様のパブリシティ権及びプライバシー権を侵害していることを確認いたしました。これも私どものチェック体制の不備であると深く反省し、心よりお詫び申し上げます。今後はパブリシティ権及びプライバシー権を一切侵害しないことを、固く誓約いたします。」

「なお、弊社としましては上記のように今回の不手際について深く反省するところであり、『お宝 ENJOYMAXVOL. 3』、『ENJOY MAX 10月号』の両雑誌を含め、通知書の…各雑誌について、今後一切販売、流通させることは致しません。」と記載されていた。

（甲24の1及び2，甲25）

カ 本件雑誌1は、平成22年11月11日現在、紀伊国屋書店BookWebやJUNKDOネットストアHONにおいて販売されていた。

キ 原告らは、平成22年12月16日、本件訴訟を提起した。

（当裁判所に顕著）

## 2 争点

- (1) 原告らのパブリシティ権ないし原告A，原告B及び原告Iのプライバシー権侵害の有無（争点1）
- (2) 被告らの故意又は過失（被告代表者につき任務懈怠を含む。）の有無（争点2）
- (3) 損害の有無及び損害額（争点3）
- (4) 差止及び廃棄請求の必要性（争点4）

### 【判 断】

1 原告らのパブリシティ権ないし原告A，原告B及び原告Iのプライバシー権侵害の有無（争点1）について

#### (1) 原告らの被侵害利益と不法行為成立の判断基準

ア 人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用さ

れない権利を有すると解される（氏名につき，最高裁昭和58年(オ)第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁，肖像につき，最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁，最高裁平成15年(受)第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁各参照）。そして，肖像等は，商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります，このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は，肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから，上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。

他方，肖像等に顧客吸引力を有する者は，社会の耳目を集めるなどして，その肖像等を時事報道，論説，創作物等に使用されることもあるのであって，その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。

そうすると，肖像等を無断で使用する行為は，①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し，②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し，③肖像等を商品等の広告として使用するなど，専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に，パブリシティ権を侵害するものとして，不法行為法上違法となると解するのが相当である（最高裁平成21年(受)第2056号同24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁参照）。

これを本件についてみるに，原告らは，別紙プロフィール目録記載のとおり，芸能活動を行っており，その活動に照らすと，原告らの肖像等については，商品の販売等を促進する顧客吸引力を有するといえるのであって，パブリシティ権が成立すると認められる。

もっとも，本件記事は，概ね本件写真をグラビア写真のように使用しつつも，コメントを付したものであるから（末尾に添付の甲1～5〔枝番号を含む。〕を参照），肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用したか否か（上記①）について，写真の大きさ，取り扱われ方等とコメントの内容等を比較検討し，写真とコメントとの間に関連性がない場合又はコメントとの間に関連性があったとしても実質的にはコメントに独立した意義が認められない場合に限り，パブリシティ権を侵害すると解するのが相当である。

イ また，プライバシーは，他人に知られたくない私生活上の事実又は情報をみだりに公開されない利益又は権利と解されるが，プライバシーに当たる情報として保護される基準は，一般人の感受性を基準に判断した場合に，当該私人の立場に立ったならば公開を欲しないであろう事柄であって，一般人に知られていないものと解するのが相当である。

そして，プライバシーの侵害については，その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し，前者が後者に優越する場合に不法行為が成立すると解されるから（最高裁平成元年(オ)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁参照），その事実を公表されない法的利益と

これを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である（最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁参照）。

本件のように、芸能活動に基づいてその肖像等についてパブリシティ権を有する者について、その芸能活動を開始する前あるいは芸能活動を開始した後の私生活における肖像等が公表された場合においても、当該芸能人が私生活上の肖像等を顧客吸引力を有するものとして使用しこれについてパブリシティ権が成立するような場合は格別、そうでない限りは、プライバシーの侵害の有無の問題として、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量して不法行為の成否を検討すべきことは、一般人の場合と異ならないというべきである。ただし、原告らのように芸能活動を行う者については、社会的実態として、芸能活動と関連するその私生活上の事実が公表されることが常態化し、それについて芸能活動を行う者の側から特段の苦情も述べられないことがあることは公知の事実である。したがって、そのような事実を考慮すれば、原告らのような芸能活動を行う者については、その者の私生活上の肖像等の芸能活動との結び付きの程度、肖像等の公表による具体的な被害の程度、記事の目的や意義、肖像等を公表する必要性等の諸事情を比較衡量し、社会通念に基づいてプライバシー侵害の有無を判断する必要があると解するのが相当である。

ウ 下記(2)では、上記の判断基準に基づいて、原告ごとにパブリシティ権及びプライバシーの侵害の有無について検討する。

もっとも、被告らは、記事8、9、14、22に係る写真について、いずれも本件雑誌掲載以前に、既に公開されていたものであり、非公知性の要件を欠くから、プライバシーの侵害は成立しない旨、また、過去の公表における情報の受領者層と、再度の公表時における情報の受領者層の重なり等の事情を踏まえて、両者の層が完全に一致しなくとも、大まかに見て、一致しているもしくは前者が後者に含まれるならば、当該情報の再度の公表行為は非公知性を欠き、プライバシーを侵害しない旨主張するので、この点については、個別的検討に先立ち判断する。

確かに、原告Aの記事22に係る写真のうち、頁右上部の写真1枚は、平成14年6月15日発行の「BUBUKA special 7」（ブブカスペシャル7）に掲載された写真である（乙1）。また、原告Bの記事14に係る写真のうち、頁右上部の上から2枚目の写真1枚は、平成19年8月20日発行の「FRIDAY DYNAMITE」（フライデーダイナマイト）、同年12月10日発行の「FRIDAY SPECIAL '07 総集編」（フライデースペシャル）、平成20年5月1日発行の「BUBUKA zero」（ブブカゼロ）に掲載された写真である（乙2～4）。そして、上記各雑誌については、判然とはしないものの、一定程度の発行部数があったものと推認される。

しかしながら、上記各雑誌は購読層が比較的限定されるものであると解される上、いずれも増刊号であって発売期間も限定されたものであったと認められるか

ら、上記各雑誌に掲載されたことをもって、上記の原告A及び原告Bの写真が一般に知られたものであるとまで推認することはできないし、その他これを認めるに足りる証拠もない。また、その余の写真についても一般に知られたものであることを認めるに足りる証拠はない。被告は、情報の受領者層の重なり等の事情を考慮すべきであると主張するが、上記のとおり、当初の他の会社による出版の購読者層が限定されたものであった以上、公知の情報ではなかったものであり、仮に、今回の被告による出版の購読者層に重なる部分があるとしても、非公知情報が公開されたことに変わりはない。

以上のとおり、被告らの主張は採用できない。

## (2) 原告ごとの侵害の有無についての検討

### ア 原告Aについて

(ア) 記事3～4（甲1の3及び4，甲43）

本件雑誌1の記事3～4は、カラーページ見開き2頁中央部に、水着を着用した原告Aの写真1枚（縦約18.1cm [本件雑誌1の縦と同じ大きさ]，横約12cm）を掲載し、「アイドルの『怒涛の48ポッチ』ナマ乳首SP 放送事故から濡れ場まで 美女のビーチクが勃起した瞬間！」（縦約3.8cm，横約1.5cm）との見出しで、「A●どうして？自分からビーチクを見せてくれたA。乳肉だけでも刺激的なのに、乳首サービスを欠かさないプロ精神に感服！」（縦約9.2cm，横約0.5cm）「プックリ乳頭を自主的に公開！」（縦約2.6cm，横約0.8cm）とのコメントを、それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように写真中の右下，右上及び中央下部に分散して付したものである。

上記カラーページ見開き2頁中央部以外には、他の芸能人3名の写真合計3枚が掲載され、原告Aの写真と併せて2頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Aの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容を即物的に説明したにすぎないものであるから（甲1の3及び4参照），上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事3～4は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事8（甲1の8，甲43）

a 本件雑誌1の記事8は、白黒ページ1頁（縦約18.1cm，横約14.8cm）上半分に、スクール水着を着用した原告Aの小学生時代と思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm），白色の服を着用した原告Aの中学生時代と思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm），制服を着用した原告Aの高校生時代の通学途中を撮影したと思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm）とドレスを着用した原告Aの写真1枚（縦約4cm，

横約4.8cm)の写真合計4枚を掲載し、「A」の文字(縦約5.1cm,横約1.2cm),写真欄外上部に「◎ボーイッシュから魔性の女に転生!」(縦約0.3cm,横約5.1cm),学生時代の各写真の左横部分に「[小学生時代]●キタ!スク水!将来の巨乳を予感させるガッチリした体格です。」「[中学生時代]●同性にも好かれそうな超ボーイッシュ路線を歩んでおりました。」「[高校生時代]●そうそう,デビュー時はSっぽい雰囲気があったよね。懐かしい。」(いずれも縦約2.9cm,横約1.2cm),ドレスを着用した写真の左横部分に「[現在]存在感という意味ではピカイチ。お色気路線転向を強く望む!」「ホリプロスカウトキャラバンを経て芸能界デビュー。ストライクゾーンの広い女として業界では有名だ。『毎晩シャンパンを飲んでいる』(本人談)そうで,飲み友達を含めた交友関係は広い。推定処女喪失年齢は15歳。」(縦約4cm,横約4.5cm)とのコメントを付したものである。

上記白黒ページ1頁上半分以外には,他の芸能人1名の写真4枚が掲載されている。

- b 以上に基づいて,プライバシーの侵害について検討するに,原告Aの小学生～高校生時代の写真がこれまでに公表されたことは証拠上認められない。これらの写真は,原告Aの芸能活動開始前又は開始後における私生活上の写真を掲載したものであり,原告Aの芸能活動とは全く関係のない写真である。一般に芸能活動を行う者であっても,これと全く関係のない私生活上の事項を公開されることについてはこれを望まないのが通常であり,本件においても原告Aが本件訴訟を提起していることに鑑みれば,その公開を望んでいないものと認められる。他方で,原告Aの小学生～高校生時代の写真に係るコメントは,筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであって(甲1の8参照),上記コメントに特段の目的や意義があるとは解されず,上記写真を公表する必要性があるとは認められない。そうすると,上記写真を公表されない利益が優越すると認められるから,上記写真の公表は,原告Aのプライバシーを侵害するものと認められる。
- c 続いて,パブリシティ権の侵害について検討するに,原告Aの現在の写真は縦約4cm,横約4.8cmであり,当該頁の大きさに比較して小さいものである上,白黒の写真である。しかしながら,記事8においては,原告Aの小学生～高校生時代の写真と現在の写真と併せ又は対比することによって,独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また,原告Aの現在の写真に係るコメントは,その内容は写真と無関係ではないものの,写真の内容に即して筆者の願望,推測等を述べるにすぎないのであるから(甲1の8参照),上記コメントには独立した意義が認められない。そうすると,原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであるから,原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。
- d 以上のとおり,記事8は,原告Aの小学生～高校生時代の写真に係る部分に



ついてプライバシーの侵害が認められ、原告Aの現在の写真に係る部分についてパブリシティ権の侵害が認められる。

原告Aの小学生～高校生時代の写真については、芸能活動開始前又は開始後における私生活上の写真であって、それが顧客吸引力を有するものとして原告Aによって使用されているものとは認められないから、パブリシティ権の問題ではないと解される。

(ウ) 記事12 (甲1の12, 甲43)

本件雑誌1の記事12は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)右約3分の1に、ピンク色の服を着用した原告Aの写真1枚(縦約18.1cm [本件雑誌1の縦と同じ大きさ], 横約5cm)を、他の芸能人の写真2枚と並べて掲載し、原告Aの写真には「AA (ローマ字名) A (ローマ字姓)」の文字(縦約0.8cm, 横約2.4cm)、3名に共通の見出し及びコメントとして「三女神蔵出し。」(「三女神」と「蔵出し。」の2行にわたり、前者が縦約8.5cm, 横約2.8cm, 後者が縦約9.6cm, 横約2.9cm)「デビュー当時から現在までTVハブ, お宝生写真, 秘蔵画像完全コンプリート収録!!」(縦約2.1cm, 横約10.3cm)「超人気な3人のアイドルたちの厳選したお宝を一挙出し。チラポロはもちろん, とにかくゆるみっぱなしデス!」(縦約0.5cm, 横約6.1cm)との見出し又はコメントを付したものである。見出し及びコメントは写真の全体像の把握を妨げないように原告Aの写真中の左横, 下部に分散して付されている。

上記カラーページ1頁右約3分の1以外には、上記のとおり、他の芸能人2名の写真合計2枚が掲載され、原告Aの写真と併せて1頁全体を占めている。当該頁は、これに続く原告A(記事21～26)、原告B(記事13～20)等の記事についての表紙となるような態様で使用されている。

以上のとおり、原告Aの写真に対し、他の2名に共通するものとして、上記見出し及びコメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、見出しはこれに続く頁の写真も含めた内容の説明をするにすぎず、また、写真の大きさと比較してコメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されているにすぎないものであるから(甲1の12参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事12は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(エ) 記事21～26 (甲1の21～26, 甲43)

a 本件雑誌1の記事21～26は、連続したカラーページ6頁に掲載されたものである。

本件雑誌1の記事21は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)に、水着を着用した原告Aの写真1枚(当該頁と同じ大きさ)を掲載

し、「A」の文字（「A（姓）」「A（名）」と肖像の右左に分けて記載され、いずれも縦約5.7cm、横約3.1cm）、写真中の右横に「顔ヨシ、乳ヨシ！男ならみんな大好きエロティック美女」（縦約5.6cm、横約2cm）、写真中の左横に「ダイエットに成功しすっかりオトナの女になった彼女の過去から現在までをプレイバック！」（縦約5.5cm、横約0.5cm）とのコメント、写真中の左下に原告Aの生年月日、出身、3サイズ、血液型、趣味及び特技の記載（縦約1.7cm、横約2.2cm）を付したものである。コメントはいずれも写真の全体像の把握を妨げないように分散して付されている。

本件雑誌1の記事22は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、制服を着用した原告Aの写真3枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「A恥ずかしい過去写真。」（縦約5.1cm、横約3.2cm）「中学生で芸能界デビュー！」（縦約5.7cm、横約0.5cm）「●なんですか？このハイポテンシャル。チョーカワイイ！すでに大物感漂うオーラ出まくりです。おさががイイネ。」（縦約2.5cm、横約1.5cm）とのコメントを、それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように各写真の境界部分及び一番大きい写真の下部に付したものである。

本件雑誌1の記事23は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、赤色等の服を着用したテレビ番組出演中の原告Aの写真4枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「TV&ドラマゆるめハプニングパンチラ編」（縦約4.4cm、横約2.1cm）「やっぱ天然？このゆるさは異常！」（縦約1.6cm、横約3.1cm）「●パンティが見えようがお構いなしといった感じのA。不思議キャラは作られたものではないようです。」（縦約1.2cm、横約3.1cm）とのコメントを付したものである。

本件雑誌1の記事24は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、浴衣を着用したテレビ番組出演中の原告Aの写真2枚と赤色等の服を着用したテレビ番組出演中の原告Aの写真3枚の写真合計5枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、写真中に「TV&ドラマゆるめハプニングおっぱい編」（横約2.1cm、縦約4.4cm）「A史上最強のエロ露出」（縦約1.6cm、横約2.5cm）「●2007年に放映されたドラマ『山おんな壁おんな』より。内容はともかく、その巨乳を全面に押し出した作りに…。スゴスギ！」（縦約1.1cm、横約2.9cm）とのコメントを付したものである。

本件雑誌1の記事25～26は、カラーページ見開き2頁に、ピンク色の服を着用した原告Aの写真3枚と黒色の服を着用した原告Aの写真1枚の写真合計4枚（併せて当該見開き2頁と同じ大きさ）を掲載し、「A（ローマ字姓）’Sミラクル生写真」（縦約1.1cm、横約5.8cm）「超巨大」（縦約10.4cm、横約3.5cm）「デカチチすぎて衣装がズルッ」（縦約3.4cm、横約1cm）「●やっぱり乳メインの写真が多いA。本人も自

覺的なようで、いつの時代もおっぱいアピールを怠りません。」（縦約6.2 cm, 横約0.5 cm）「衣装から溢れ出す超軟乳」（縦約7.5 cm, 横約0.6 cm）とのコメントを、いずれも写真の全体像の把握を妨げないように、写真中の肖像以外の部分に付したものである。

- b 以上に基づいて、まず、記事22のプライバシーの侵害について検討するに、記事22の写真は、いずれも原告Aの芸能活動とは関連のない私生活上の事項に関するものと認められる。一般に芸能活動を行う者であっても、これと全く関係のない私生活上の事項を公開されることについてはこれを望まないのが通常であり、本件においても原告Aが当該写真についてプライバシー侵害であるとして本件訴訟を提起していることに鑑みれば、その公開を望んでいないものと認められる。他方で、原告Aの写真に係るコメントは、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであって（甲1の22参照）、上記コメントに特段の目的や意義があるとは解されず、上記写真を公表する必要があるとは認められない。そうすると、上記写真を公表されない利益が優越すると認められるから、上記写真の公表は、原告Aのプライバシーを侵害するものと認められる。
- c 続いて、記事21、23～26のパブリシティ権の侵害について検討するに、原告Aの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して説明したにすぎないものであるから（甲1の21、甲1の23～26参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。そうすると、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。
- d 以上のとおり、記事21～26は、記事22について原告Aのプライバシーの侵害が認められ、記事21、23～26について原告Aのパブリシティ権の侵害が認められる。

記事22の写真については、原告Aの私生活上の写真であって、それが顧客吸引力を有するものとして原告Aによって使用されているものとは認められないから、パブリシティ権の問題ではないと解される。

(オ) 記事34（甲2の1、甲44）

本件雑誌2の記事34は、カラー表表紙（縦約28.2 cm, 横約21 cm）右下部に、濃紺色の服を着用した原告Aの写真1枚（縦約5 cm, 横約2 cm）を掲載し、表紙上部に「A」の文字（縦約0.5 cm, 横約2 cm）、「10代の乳輪小さめビーチク」（縦約0.5 cm, 横約6 cm）とのコメントを付したものである。

上記カラー表表紙には、原告Aのほか、他の芸能人等14名の写真合計14枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Aの写真は、当該表表紙の大きさ（縦約28.1 cm, 横

約21cm)と比較して小さいものである上、横顔の写真であるため、一見して原告Aとは判別し難いものの(甲2の1参照)、表紙上部に「A」の記載があることに照らせば、店頭又は購買により記事34に接した者は、原告Aの肖像であると認めることができる。そうすると、その写真は独立した鑑賞の対象となるものであって、記事34は、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(カ) 記事39(甲2の6, 甲44)

本件雑誌2の記事39は、袋とじカラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約19.5cm)右上部に、水着を着用した原告Aの写真1枚(縦約16.8cm, 横約10.4cm)を掲載し、直径約3.2cmの円形中に「03 The nipple A」の文字、「やっぱ天然ちゃん?自ら乳首を見せる過剰サービス」(縦約5.5cm, 横約2cm)「●どうしたんだ!?A!!!と嬉しい悲鳴を上げてしまう衝撃的な1コマ。熱愛報道が多いだけにやっぱ奔放なのかしら?」(縦約1.3cm, 横約2.5cm)とのコメントを付したものである。コメントは、写真の全体像の把握を妨げないように、写真中の肖像以外の部分に付されている。

上記袋とじカラーページ1頁右上部以外には、他の芸能人3名の写真合計4枚が掲載され、原告Aの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Aの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して表現したにすぎないものであるから(甲2の6参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事39は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(キ) 記事46(甲2の13, 甲44)

本件雑誌2の記事46は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)に、濃紺色の服を着用した原告Aの写真3枚(併せて当該頁と同じ大きさ)を掲載し、「超ナマ写真」(縦約9.6cm, 横約5cm)「【A】■まるで騙し絵のように、Aの二の腕をジッと見ていると、ふかふか、むにゅにゅ〜んと揺れてくるような錯覚におちいりませんか?」(縦約1.4cm, 横約4.6cm)「巨乳が脇穴を押し広げて生ブラ拝顔!」(縦約4.5cm, 横約11.3cm)「■二の腕のたるたる感だけで周りの男性の注目を集めてしまう、すっかりお肉系女優となってしまったA。」(縦約0.9cm, 横約3.2cm)「平面なのに立体的に見えるA」(縦約5.5cm, 横約1.3cm)とのコメントを、それぞれ肖像の全体像の把握を妨げないような位置に分散して付したものである。

以上のとおり、原告Aの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真

と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して説明したにすぎないものであるから（甲2の13参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事46は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ク) 記事50（甲2の17，甲44）

本件雑誌2の記事50は、目次のカラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）に、黒色の服を着用した原告Aの写真1枚（当該頁と同じ大きさ）を掲載したものであり、コメントは付されていない。

上記目次のカラーページ1頁には、上記写真の右下部分に重ねて他の芸能人1名の写真1枚が掲載されている。

以上のとおり、記事50は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ケ) 記事53（甲2の20，甲44）

本件雑誌2の記事53は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）左中央部に、水着等を着用した原告Aの写真1枚（縦約8.7cm，横6.8cm）を掲載し、写真とは離れて頁上部に記載された「最強の巨乳は誰だ？BEST. 50 巨乳選手権」との見出しで、当該写真中に「BEST. 19A」（縦約0.5cm，横約3.5cm）「●A史上最大の露出がコレ。下乳に至る乳肉のカーブがエロすぎ。願わくはその谷間に顔面を埋めてパフパフされて一ぜ！」（縦約1.4cm，横約2.2cm）「Aが谷間モロ出し！下乳まで見せちゃってます」（縦約6cm，横約0.9cm）とのコメントを掲載したものである。

上記カラーページ1頁左中央部以外には、他の芸能人7名の写真合計7枚が掲載され、原告Aの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Aの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人7名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Aの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の内容に即して筆者の写真を見た感想や願望を述べるにすぎないのであるから（甲2の20参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事53は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(コ) 記事57（甲2の24，甲44）

本件雑誌2の記事57は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）下半分に、白色の服を着用した原告Aの写真1枚と黒色の衣装を着用した原告Aの写真1枚の写真合計2枚（併せて縦約14.2cm、横約21cm〔本件雑誌2の横と同じ大きさ〕）を掲載し、「コスプレアイドル妄想劇場 コスプレ妄想オナニーがお好みの方、お待たせいたしました。抜けないコスプレはコスプレじゃない！をモットーに、萌えっ娘アイドルに集合してもらいましたよ！」との見出しで（見出し全体の円形の大きさは直径約4.6cm）、「A」の文字（縦約2.4cm、横約0.7cm）、「ボンテージ衣装に包まれた推定Fカップの極エロボディ！」（縦約10.7cm、横約1.6cm）「●実写版ドロジョを見事こなしたA。ゴージャスボディを引っさげ、原作ファンをも唸らせるお色気を披露してくれました。」（縦約4.8cm、横約0.8cm）とのコメントを、それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように写真中の左側に付したものである。

上記カラーページ1頁下半分以外には、他の芸能人3名の写真合計3枚が掲載され、原告Aの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Aの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して説明したにすぎないのであるから（甲2の24参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事57は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## イ 原告Bについて

（ア） 記事1（甲1の1、甲43）

本件雑誌1の記事1は、カラー表表紙（縦約18.1cm、横約14.8cm）中央部に、白色の服を着用した原告Bの写真1枚（縦約17cm、横約10cm）を掲載し、「乳首出た！」（縦約1.4cm、横約0.3cm）「B『薄茶ダブル乳頭』」（縦約0.4cm、横約5.3cm）とのコメントを付したものである。

上記カラー表表紙には、上記写真のほか、他の芸能人等9名の写真合計9枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメントは少ない上、コメント欄の大きさは小さく、見出し的な記載にすぎないのであるから（甲1の1参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事1は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原

告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事2 (甲1の2, 甲43)

本件雑誌1の記事2は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)に、水着を着用した原告Bの写真3枚(併せて当該頁と同じ大きさ)を掲載し、「アイドルの『怒涛の48ポッチ』ナマ乳首SP 放送事故から濡れ場まで 美女のビーチクが勃起した瞬間！」(縦約7.3cm, 横約2.9cm)との見出しで、「B ●まさに奇跡！！うつぶせ状態で行き場を失ったFカップが、水着からプニョ〜ンとハミ出した！！」(縦約8.2cm, 横約0.5cm)「サクラは散ったけど、アイドルの乳首は年中満開！！有名芸能人がTVやグラビアで、ピンク色の乳首をポロリしちゃった決定的瞬間をお届けいたします！」(縦約6.4cm, 横約0.6cm)とのコメントを付したものである。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメントの欄の大きさは小さく、しかも写真の内容に即して説明したものにすぎないものであるから(甲1の2参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事2は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事12 (甲1の12, 甲43)

本件雑誌1の記事12は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)中央部に、薄いベージュ色の服を着用した原告Bの写真1枚(縦約18.1cm [本件雑誌1の縦と同じ大きさ], 横約5cm)を、他の芸能人の写真2枚と並べて掲載し、原告Bの写真には「BB (ローマ字名) B (ローマ字姓)」の文字(縦約0.8cm, 横約3.1cm)、3名に共通の見出し及びコメントとして「三女神蔵出し。」(「三女神」と「蔵出し。」の2行にわたり、前者が縦約8.5cm, 横約2.8cm, 後者が縦約9.6cm, 横約2.9cm)

「デビュー当時から現在までTVハブ, お宝生写真, 秘蔵画像完全コンプリート収録！！」(縦約2.1cm, 横約10.3cm)「超人気な3人のアイドルたちの厳選したお宝を一挙出し。チラポロはもちろん, とにかくゆるみっぱなしデス！」(縦約0.5cm, 横約6.1cm)との見出し又はコメントを付したものである。見出し又はコメントは写真の全体像の把握を妨げないように原告Bの写真中の左右及び下部に分散して付されている。

上記カラーページ1頁中央部以外には、上記のとおり、他の芸能人2名の写真合計2枚が掲載され、原告Bの写真と併せて1頁全体を占めている。当該頁は、これに続く原告A(記事21~26)、原告B(記事13~20)等の記事についての表紙となるような態様で使用されている。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、他の2名に共通するものとして、上記見出し及びコメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、見出しは

それに続き頁の写真も含めた内容の説明をするにすぎず、写真の大きさと比較してコメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して説明したにすぎないものであるから（甲1の12参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事12は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(エ) 記事13～20（甲1の13～20、甲43）

a 本件雑誌1の記事13～20は、連続したカラーページ8頁に掲載されたものである。

本件雑誌1の記事13は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、ピンク色の服を着用した原告Bの写真1枚（当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「B」の文字（「B（姓）」と「B（名）」と右左に分けて記載され、前者は縦約5.9cm、横約3.2cm、後者は縦約8.5cm、横約2.8cm）、「破壊力抜群のデカパイで主役まで射止めた巨乳系女優代表！」（縦約6.9cm、横約1.9cm）「デビュー時から最新映画までサービッシュをあますことなく大放し」（縦約8cm、横約0.3cm）とのコメント、原告Bの生年月日、出身、3サイズ、血液型、趣味及び特技の記載（縦約1.7cm、横約2.6cm）を付したものである。コメントはいずれも写真の全体像の把握を妨げないように分散して付されている。

本件雑誌1の記事14は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、制服を着用した学生時代の原告Bの2枚（右上部の写真2枚）、黒色の服を着用した原告Bの写真1枚、制服を着用した原告Bの写真1枚と水着を着用した原告Bの写真1枚の写真合計5枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「おっばい先生 恥ずかしい過去写真。」（縦約6.3cm、横約3.2cm）「学生時代から巨乳だった模様」（縦約6.2cm、横約0.5cm）「●中学生のころにはすでに巨乳だったというB嬢。男子たちの憧れの的であったことは言うまでもない。」（縦約6.7cm、横0.5cm）とのコメントを付したものである。コメントは、写真の全体像の把握を妨げないように、各写真の境界線付近又は写真中の右横に付されている。

本件雑誌1の記事15は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、白色の服を着用した原告Bの写真1枚、水着を着用した原告Bの写真1枚とベージュ色の服を着用した原告Bの写真1枚の写真合計3枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「Bッチの巨乳を大研究」（縦約17.3cm、横約1.3cm）「どの衣装でも胸元パツパツ」（縦約3.5cm、横約1cm）「●着衣だからこそ分かる、この張りとボリューム。ここまで突き出るといえることは、結構硬めでしょう。」（縦約4.5cm、横約0.5cm）とのコメントを付したものである。コメントは、写真の全体像の把握を妨



げないように、各写真の境界線付近又は写真中の右横に付されている。

本件雑誌1の記事16は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、水着を着用した原告Bの写真4枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「グラドル時代の貴重な谷間」（縦約2.5cm、横約2.6cm）「●女優として大成した現在、水着仕事はなかったことに…。しかし、このムニムニの谷間はいつ見ても大迫力！」（縦約8.8cm、横約0.5cm）とのコメントを付したものである。コメントは、写真の全体像の把握を妨げないように、写真中の右上付近に付されている。

本件雑誌1の記事17～18は、カラーページ見開き2頁に、病院服を着用した原告B1枚、肩を露出したBの写真1枚、黄色と白色の服を着用した原告Bの写真1枚と緑色の服を着用した原告Bの写真2枚の写真合計5枚（併せて当該見開き2頁と同じ大きさ）を掲載し、「ドラマ&映画ゆるハプニング」（縦約6.2cm、横約1.7cm）「[意外とゆるめ！◎ロケット乳がドーン]」（縦約7.0cm、横約0.4cm）「●下積み時代を経験しているからか、仕事を選ばない素敵なスタンス。今後は最も露骨なエロをお願い！」（縦約4cm、横約0.8cm）「極上ボディを堪能できる。」（縦約6.5cm、横約2.3cm）とのコメントを、それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように写真中の左側及び各写真の境界線付近に分散して付したものである。

本件雑誌1の記事19は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、光沢のある茶色の服を着用した原告Bの写真2枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「B'Sミラクル生写真」（縦約1.1cm、横約4.7cm）「局部」（縦約4.7cm、横約8.3cm）「この股間のワレメは一体…」（縦約3.4cm、横約1cm）「●スカートの中に見える謎のワレメ。ストッキングかと思いきや脚を見るとナマです…って、まさか!?マンマンですかー！」（縦約3.2cm、横約1.2cm）とのコメントを写真中の周辺部に付したものである。

本件雑誌1の記事20は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、薄いベージュ色の服を着用した原告Bの写真2枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「乳」（縦、横とも約5.3cm）「ゴちな瞬間…生ブラ、チラリ。」（縦約3.3cm、横約1cm）「●最近は露出控えめですが、巨乳の因果といますか、前屈みになるだけでこの通り。シックなガチ下着がお目見え。」（縦約4cm、横約0.9cm）とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように付したものである。

- b 以上に基づいて、まず、記事14のプライバシーの侵害について検討するに、記事14の学生時代の写真2枚（右上部の写真2枚）は、原告Bの芸能活動とは関連のない私生活上の事項に関するものと認められる。一般に芸能活動を行う者であっても、これと全く関係のない私生活上の事項を公開されることについてはこれを望まないのが通常であり、本件においても原告Bが当該写真につ

いてプライバシー侵害であるとして本件訴訟を提起していることに鑑みれば、その公開を望んでいないものと認められる。他方で、学生時代の写真2枚（右上部の写真2枚）に係るコメントは、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであって（甲1の14参照）、上記コメントに特段の目的や意義があるとは解されず、上記写真を公表する必要があるとは認められない。そうすると、上記写真を公表されない利益が優越すると認められるから、上記写真の公表は、原告Bのプライバシーを侵害するものと認められる。

- c 続いて、記事13～20（記事14の学生時代の写真2枚に係る部分を除く。）のパブリシティ権の侵害について検討するに、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容に即して説明したにすぎないのであるから（甲1の13～20参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、上記各記事は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

- d 以上のとおり、記事13～20は、記事14の学生時代の写真2枚に係る部分について原告Bのプライバシーの侵害が認められ、記事13～20（記事14の学生時代の写真2枚に係る部分を除く。）について原告Bのパブリシティ権の侵害が認められる。

なお、記事14の学生時代の写真2枚に係る部分については、原告Bのデビュー前の私生活上の写真であって、それが顧客吸引力を有するものとして原告Bによって使用されているものとは認められないから、パブリシティ権の問題ではないと解される。

- (オ) 記事28（甲1の28、甲43）

本件雑誌1の記事28は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）に、白色の服等を着用した原告Bの写真2枚と水着を着用した原告Bの写真6枚の写真合計8枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「B B（ローマ字名） B（ローマ字姓）」の文字（縦約7.2cm、横約1.8cm）、「封印されたムニムニ巨乳」（縦約4.5cm、横約0.3cm）「●当時19歳、巨乳アイドルとして活動していたB嬢のお宝DVD。現在では考えられないビキニシーンは必見。しかも、どのシーンでも谷間がチラリ！」（縦約6.4cm、横約0.8cm）とのコメントを写真の全体像の把握を妨げないように写真中の右上及び左横に付したものである。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明したにすぎないものであるから（甲1の28参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事28は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(カ) 記事32 (甲1の32, 甲43)

本件雑誌1の記事32は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)右上部に、光沢のある茶色系の服を着用した原告Bの写真2枚(併せて縦約6cm, 横約4.6cm)を掲載し、「B●パNST越しのベージュのパンティ。一見、パNSTの線が中身の筋っぽくないですか？妄想オカズとしては最高クラス。」(縦約4.9cm, 横約0.7cm)とのコメントを写真中の左横部分に付したものである。上記記事カラーページ1頁右上部以外には、他の芸能人6名の写真合計6枚が掲載され、原告Bの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Bの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人6名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Bの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真を見た感想等を述べる即物的な説明にすぎないのであるから(甲1の32参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事32は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(キ) 記事33 (甲1の33, 甲43)によるパブリシティ権侵害

本件雑誌1の記事33は、カラー裏表紙(縦約18.1cm, 横約14.8cm)中央上部に、白色の服を着用した原告Bの写真1枚(縦約3.4cm, 横約2.3cm)を掲載し、裏表紙の写真全体について「有名美女の生乳」「ぼろちら」等のコメントを付したものである。

上記カラー裏表紙には、縦約12.7cm, 横約14.8cm(本件雑誌1の横と同じ大きさ)に、上記写真のほか、他の芸能人等13名の写真合計10枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Bの写真は、当該カラー裏表紙の大きさ(縦約18.1cm, 横約14.8cm)と比較して相当小さいものではあるが、原告Bと明瞭に認識できる写真であり、他の芸能人等13名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、他の芸能人の写真に対するものと共通するものとして作成された原告Bの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の内容を誇張して説明するにすぎないのであるから(甲1の33参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。そうすると、記事33は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ク) 記事34 (甲2の1, 甲44)

本件雑誌2の記事34は、カラー表紙（縦約28.2cm、横約21cm）の中央部に、水着を着用した原告Bの写真1枚（縦約16cm、横約9.5cm）を掲載したものであり、コメントは付されていない。

上記カラー表紙には、上記写真のほか、他の芸能人等14名の写真合計14枚が掲載されている。

以上のとおり、記事34は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ケ) 記事47（甲2の14、甲44）

本件雑誌2の記事47は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）に、薄いベージュ色の服を着用した原告Bの写真3枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し、「【B】■グレーのブラを着用しています。さすが芸能人。なかなかのセンス。ってことはパンティもグレーなんですかね。グレーって濡れると染みが目立つんですよね。」（縦約1.4cm、横約5.4cm）「ボタン1つ開けすぎちゃいました」（縦約7.1cm、横約0.5cm）「自前ブラはグレー これぞセンス！」（縦約5.6cm、横約7.7cm）とのコメントを写真の全体像の把握を妨げないように写真中の肖像以外の部分に付したものである。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明したものにすぎないのであるから（甲2の14参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事47は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(コ) 記事49（甲2の16、甲44）

本件雑誌2の記事49は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）右下部に、白色の服を着た原告Bの写真1枚（縦約8.6cm、横約5.1cm）を他の4人の芸能人の写真4枚とともに横に並べて掲載し、5枚の写真（全体の大きさは縦約8.6cm、横約18.8cm）の上部欄外に原告Bを含む5枚の写真について「現場もニコニコ性格のいいアイドル！ Best. 5」との見出しを記載し、5枚の写真欄外下部に「1位B（24）」の文字（縦約0.4cm、横約4.8cm）、5枚の写真の欄外上部「スタッフさん大好き、好きになっちゃダメだからね」（縦約0.6cm、横約15.1cm）、欄外下部に「見事1位に輝いたBには『どれだけ疲れていようと末端のスタッフにまで笑顔を振りまく、まさに女神』（ドライバー・46）と裏でもテレビと変わらぬ清純さらしい。」（縦約0.8cm、横約8.5cm）とのコメントを付したものである。写真中に記載されたコメントはない。

また、上記カラーページ1頁上部には、縦約8.6cm、横約18.8cmに、

目線を黒塗りした女性5名の写真合計5枚が「男の子大好き？体が疼いちゃってしょうがないのよ」とのコメントとともに掲載されている。

以上のとおり、原告Bの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人4名の写真及び上部の写真5枚と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Bの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、表題的なものにすぎないか、コメント欄の大きさは小さいものであるから（甲2の16参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事49は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(サ) 記事51（甲2の18、甲44）

本件雑誌2の記事51は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）左上部に、濃緑色の服を着用した原告Bの写真1枚（縦約11.6cm〔最大の長さ〕、横約13.9cm）を掲載し、写真欄外に「巨乳番付BEST. 50 最強の巨乳は誰だ？」との見出し（縦約22.4cm、横約3.9cm）で、写真中に「BEST. 01B」の文字（縦約0.4cm、横3.6cm）、「●うほっ！巨乳とは知っていましたがまさかここまで大きいとは…！！ちょっと固めで弾力性がありそうです。触りてえ～！」（縦約1.6cm、横約1.8cm）「パツンパツンで破裂しそうなおっぱい先生の超ビッグバスト！」（縦約5.2cm、横約2.6cm）とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように写真中の左横部分に付したものである。

上記カラーページ1頁には、縦約23.5cm、横約13.9cmに、上記写真のほか、他の芸能人2名の写真合計2枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Bの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容を即物的に記載したにすぎないものであるから（甲2の18参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事51は、原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(シ) 記事58（甲2の25、甲44）

本件雑誌2の記事58は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）左上部に、水着を着用した原告Bの写真1枚（縦約7.4cm、横約5.5cm）を掲載し、欄外に「B」の文字（縦約3cm、横約0.6cm）、写真中に写真の範囲をややはみ出して「キター！おっぱい先生のスク水姿 バストも太腿もムッチムチッ！」（縦約8.3cm、横約1.1cm）、欄外に「●いやあ、生徒なのか先生なのか分からんくらい大人なボディをしています。男子生徒

はフルボッキして授業どころではないっス！！」(縦約4.7cm, 横約0.8cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁左上部以外には, 他の芸能人4名の写真合計4枚が掲載され, 原告Bの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり, 原告Bの写真は, 当該頁と比較して小さいものの, 他の芸能人4名の写真と併せ又は対比することによって, 独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また, 原告Bの写真に係るコメントは, その内容は写真と無関係ではないものの, 筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから(甲2の25参照), 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると, 記事58は, 原告Bの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり, 専ら原告Bの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから, 原告Bのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ウ 原告Cについて

(ア) 記事43(甲2の10, 甲44)

本件雑誌2の記事43は, カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)上半分に, 水着等を着用しテレビ番組出演中の原告Cの写真6枚(併せて縦約13.6cm, 横約19.8cm)を掲載し, 上段の写真の境界線付近「1990年11月15生まれ C B88/W61/H86」の文字(縦約6.4cm, 横約1cm), 右側3枚の写真の境界線付近に「『土偶コス』という問題衣装を着こなしたGカップアイドル」(縦約6.4cm, 横約1.9cm), 左下の写真中に「●ドラマ『古代少女ドグちゃん』では土偶の神様役で出演。並大抵のアイドルならば怯む土偶コスプレを果敢に着こなした心意気は評価に値する。コレもアイドルリング!!!で免疫がついたおかげか?」(縦約4.4cm, 横約1.3cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁上半分以外には, 他の芸能人2名の写真合計11枚が掲載され, 原告Cと併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり, 原告Cの写真に対し, 上記コメントが付され, その内容は写真と無関係ではないものの, 写真の大きさと比較して, コメント欄の大きさは小さく, 写真の内容の説明と感想のコメントにすぎないのであるから(甲2の10参照), 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると, 記事43は, 原告Cの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり, 専ら原告Cの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから, 原告Cのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事54(甲2の21, 甲44)

本件雑誌2の記事54は, カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)右上部に, 水着等を着用した原告Cの写真1枚(縦約8.6cm, 横約6.9cm)を掲載し, 欄外に「最強の巨乳は誰だ? BEST. 50 巨乳選手権」との見出しで, 写真中の上部に「BEST. 22C」の文字(縦約0.4cm,

横約3.6cm), 写真中の左下部に「●身長150センチ, アイドリング!!!内でも最も小柄なのに, 最も巨乳なメンバーである。そのギャップを武器に人気急上昇中だ。」(縦約1.2cm, 横約2.1cm), 写真中の右横部分に「噂のCパイが本誌初登場 小柄なのに乳はメガ盛り!」(縦約4.4cm, 横約0.7cm)とのコメントを, それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

上記カラーページ1頁右上部以外には, 他の芸能人8名の写真合計8枚が掲載され, 原告Cの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり, 原告Cの写真は, 当該頁と比較して小さいものの, 他の芸能人8名の写真と併せ又は対比することによって, 独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また, 原告Cの写真に係るコメントは, その内容は写真と無関係ではないものの, 筆者の写真を見た感想等を述べ, 分散的に記載されているにすぎないのであるから(甲2の21参照), 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると, 記事54は, 原告Cの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり, 専ら原告Cの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから, 原告Cのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## エ 原告Dについて

本件雑誌1の記事30(甲1の30, 甲43)は, カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)上部に, 薄い灰色の服を着用した原告Dの写真1枚(縦約10cm, 横約14.8cm[本件雑誌1の横と同じ大きさ])を掲載し, 写真中に「D」との文字(縦約3.5cm, 横約0.8cm), 「演技派女優が魅せる生太股と際どいチラリズム しなやかに伸びる美脚で虐められたい男子急増中!」(縦約7.2cm, 横約2.4cm)「●ドラマには欠かすことができなくなったDさんのセクシーショット。華奢なわりに, 肉感的な太股の存在感はインパクト大。首締められて窒息プレイとかされてみたい…?」(縦約1.6cm, 横約3.3cm)とのコメントを写真中の左右に分散して付したものである。

上記カラーページ1頁上部以外には, 他の芸能人1名の写真4枚が掲載され, 原告Dの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり, 原告Dの写真に対し, 上記コメントが付され, その内容は写真と無関係ではないものの, 写真の大きさと比較して, コメント欄の大きさは小さく, 写真の内容に即して説明したにすぎないのであるから(甲1の30参照), 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると, 記事30は, 原告Dの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり, 専ら原告Dの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから, 原告Dのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## オ 原告Eについて

本件雑誌2の記事55（甲2の22，甲44）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）左上部に、水着を着用した原告Eの写真1枚（縦約8.6cm，横約6.8cm）を掲載し、欄外に「最強の巨乳は誰だ？BEST. 50 巨乳選手権」との見出しで、写真中の上部に「BEST. 38E」の文字（縦約0.4cm，横約3.2cm），写真中の右横部に「●パッとしないアイドルが脱いだらすごすぎることを証明した一枚。美少女の巨乳ほど萌えるズリネタはございませんよね。」（縦約1.2cm，横約2.1cm）「元AKBのセクシー担当脱いだらすごすぎっ！！」（縦約0.9cm，横約4.8cm）とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように付したものである。

上記カラーページ1頁左上部以外には、他の芸能人7名の写真合計7枚が掲載され、原告Eの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Eの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人7名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Eの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから（甲2の22参照），上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事55は、原告Eの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Eの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Eのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## カ 原告Fについて

本件雑誌1の記事6（甲1の6，甲43）は、カラーページ1頁（縦約18.1cm，横約14.8cm）下半分に、水着を着用した原告Fの写真1枚（縦約9.3cm，横約14.8cm [本件雑誌1の横の同じ大きさ]）を掲載し、右横の写真にまたがって「アイドルの『怒涛の48ポッチ』ナマ乳首SP 放送事故から濡れ場まで 美女のビーチクが勃起した瞬間！」（縦約5.2cm，横約2.2cm）との見出しを記載し、写真中左横部分に上半分の写真に一部またがって「F ●楽しそうにジャンプしているFちゃん。自覚しているのに飛び出しちゃうのが爆乳のいいところ。右乳輪の方が大きいようです。」（縦約9.2cm，横約0.5cm），写真中の左下部に「ぷるるん揺れた！乳首ハミ出た！」（縦約1.2cm，横約4.4cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下半分以外には、他の芸能人1名の写真1枚が掲載され、原告Fの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Fの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の説明や感想にすぎないのであるから（甲1の6参照），上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事6は、原告Fの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、



専ら原告Fの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Fのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## キ 原告Gについて

(ア) 記事10 (甲1の10, 甲43)

本件雑誌1の記事10は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)下半分に、赤色の服を着用した原告Gの写真2枚(併せて縦約9.3cm [最大の大きさ], 横約14.8cm [本件雑誌1の横と同じ大きさ])を掲載し、写真中の右下部に「G」(縦約3.2cm, 横約0.8cm)「→ダイエットに成功しセミヌードを披露したGっち。体はスリムになりましたが、バストサイズは相変わらず。デカっ!」(縦約3.2cm, 横約1cm), 写真中の左下部に「痩せてもこのビッグサイズ」(縦約5cm, 横約0.4cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下半分以外には、他の芸能人1名の写真2枚が掲載され、原告Gの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Gの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明したものにすぎないのであるから(甲1の10参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事10は、原告Gの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Gの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Gのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事27 (甲1の27, 甲43)

本件雑誌1の記事27は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)に、セミヌードの原告Gの写真1枚(当該頁と同じ大きさ)を掲載し、写真中の左上部分に「悶絶 見えそうで見えない究極露出 生殺しセミヌード」「乳首と股間以外は全部見せ! 芸術という名の下に…。話題作りのために…。人気アイドル脱ぎまくり!!」という見出しが直径約4cmの円内に記載され、写真中の右横部分に、「G ●Gっちのムッチリ感が好きだったファンを困惑させたセミヌード。確かに大人の女といった感じ。バストサイズも減少した?」(縦約9.1cm, 横約0.5cm)「賛否両論を巻き起こした初脱ぎヌード」(縦約4.3cm, 横約0.9cm)とのコメントを付したものである。

以上のとおり、原告Gの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明したものにすぎないのであるから(甲1の27参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事27は、原告Gの写真を独立した鑑賞の対象とするものであるから、原告Gのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事29 (甲1の29, 甲43)

本件雑誌1の記事29は、カラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14.8cm）上半分に、水着を着用した原告Gの写真1枚と黒色の服を着用した原告Gの写真1枚の写真合計2枚（併せて縦約9.1cm、横約14.8cm〔本件雑誌1の横と同じ大きさ〕）を掲載し、写真中の右横部に「G G（ローマ字）」の文字（縦約7.2cm、横約1.8cm）、写真中の下部に「このムッチリ感がタマらん！」（縦約2.4cm、横約0.7cm）「●Gと言えば、ムッチリボディ。ダイエットに成功した現在もいいけれど、やっぱりこの時期が最強！」（縦約2.3cm、横約1.3cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁上半分以外には、他の芸能人1名の写真2枚が掲載され、原告Gの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Gの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の感想を簡潔に記載したものにすぎないのであるから（甲1の29参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事29は、原告Gの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Gの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Gのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

（エ） 記事53（甲2の20、甲44）

本件雑誌2の記事53は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）右上部に、ピンク色の服を着用した原告Gの写真1枚（縦約7.6cm、横約6.9cm）を掲載し、頁上部に「最強の巨乳は誰だ？BEST.50 巨乳選手権」との見出しで、写真中の下部に「BEST.13G」の文字（縦約0.4cm、横約3.6cm）、写真中の左上部に「●やっぱりGっちはダイエット前の方が断然いいよねっ！乳房の下にできた空間が、おっぱいの弾力性を物語っております。」（縦約1.4cm、横約2.1cm）、写真中の左横部に「下から支えなくなるGっちの重量級おっぱい！！」（縦約4.7cm、横2.4cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁右上部以外には、他の芸能人7名の写真合計7枚が掲載され、原告Gの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Gの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人7名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Gの写真に係るコメント欄は他の写真に比べるとコメント欄の大きさが大きく、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の全体像の把握を妨げないような位置に配置され、また、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから（甲2の20参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事53は、原告Gの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Gの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、

原告Gのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ク 原告Hについて

本件雑誌4の記事63（甲4の3，甲46）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）右～中央下部に、黒色の服を着た原告Hの写真1枚（縦約11.1cm，横約12.5cm）を掲載し、欄外に「脇汁選手権 最強の脇汁は誰だ？BEST. 50」との見出しが記載され、写真中の上部に「BEST. 31H」の文字（縦約0.4cm，横約3.6cm），写真中の左上部に「性感帯が腋であって欲しい。」（縦約7cm，横約2.2cm），写真中の右上部に「●腋の皮膚のすぐ下に神経や血管が通っていきそうなほど，過敏な印象の腋。うっすらとかいた汗が興奮度をさらに高めている。」（縦約1.6cm，横約1.8cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁右～中央下部以外には、他の芸能人4名の写真合計4枚が掲載され、原告Hの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Hの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人4名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Hの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真に即して印象や筆者の願望等を述べるにすぎないのであるから（甲4の3参照），上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事63は、原告Hの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Hの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Hのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ケ 原告Iについて

(ア) 記事9（甲1の9，甲43）

a 本件雑誌1の記事9は、白黒ページ1頁（縦約18.1cm，横約14.8cm）上半分に、白色の服を着用した原告Iの小学生時代と思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm），衣装を着用した原告Iのモデル時代と思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm），制服を着用した原告Iの高校生時代の通学途中を撮影したと思われる写真1枚（縦約2.9cm，横約1.8cm）と衣装を着用した原告Iの写真1枚（縦約4cm，横約4.8cm）の写真合計4枚を掲載し、「I」の文字（縦約3.8cm，横約1.2cm），写真欄外上部に「◎イジメの経験が女優として糧に！」（縦約0.3cm，横約4.7cm），学生自体の各写真の左横部分に「[小学生時代]ほどなく苛めの標的にされるIちゃん。苛めた奴，許さん！」「[モデル時代]キャラが…。無理してキャピキャピしてるところが辛いつす。」「[高校生時代]女優としてブレイク後。地味だけど，独特な雰囲気漂ってます。」（いずれも縦約2.9cm，横約1.2cm），衣装を着用した写真の左横部分に「[現在]比類なき存在感と研ぎ澄まされた美しさ。まさに生ける大和撫子！」「ミュージカル『アニー』でのデビュー以後，映画女優として活躍しているIちゃん。」

小学校の頃にイジメられた経験があり、『自分は個性がない所が個性だ』と語っている。処女喪失期は遅く、20歳以後だったと推測できる。」（縦約4cm、横約4.5cm）とのコメントを付したものである。

上記白黒ページ1頁上半分以外には、他の芸能人1名の写真4枚が掲載されている。

- b 以上に基づいて、まず、プライバシーの侵害について検討するに、記事9の小学生時代及び高校生時代の写真2枚は、原告Iの芸能活動とは関連のない私生活上の事項に関するものと認められる。一般に芸能活動を行う者であっても、これと全く関係のない私生活上の事項を公開されることについてはこれを望まないのが通常であり、本件においても原告Iが当該写真についてプライバシー侵害であるとして本件訴訟を提起していること（他方、モデル時代の写真1枚についてはプライバシー侵害を主張していない。）に鑑みれば、その公開を望んでいないものと認められる。他方で、原告Iの小学生及び高校生時代の写真に係るコメントは、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであって（甲1の9参照）、上記コメントに特段の目的や意義があるとは解されず、上記写真を公表する必要性があるとは認められない。

そうすると、上記写真を公表されない利益が優越すると認められるから、上記写真の公表は、原告Iのプライバシーを侵害するものと認められる。

- c 続いて、パブリシティ権の侵害について検討するに、原告Iの現在の写真は縦約4cm、横約4.8cmであり、当該頁の大きさに比較して小さいものである上、白黒の写真である。しかしながら、記事9においては、原告Iの小学生～高校生時代の写真と現在の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Iの現在の写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の印象、推測等を述べるにすぎないのであるから（甲1の9参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。そうすると、原告Iの写真を独立した鑑賞の対象とするものである。

また、モデル時代の写真1枚については、原告Iの芸能活動と連続性を有するものであり、原告Iにおいて顧客吸引力を有する態様で使用しているものと認められる。そして、その写真は現在の写真と同様独立した鑑賞の対象とされているものであり、かつ、そのコメントについても独立した意義が認められない。

したがって、現在の写真及びモデル時代の写真は、専ら原告Iの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Iのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

- d 以上のとおり、記事9は、原告Iの小学生及び高校生時代の写真に係る部分についてプライバシーの侵害が認められ、原告Iの現在の写真及びモデル時代の写真に係る部分についてパブリシティ権の侵害が認められる。

原告Iの小学生時代及び高校生時代の写真については、デビュー前又はデビ

ュー後の私生活上の写真であって、それが顧客吸引力を有するものとして原告 I によって使用されているものとは認められないから、パブリシティ権の問題ではないと解される。

(イ) 記事 1 1 (甲 1 の 1 1, 甲 4 3)

本件雑誌 1 の記事 1 1 は、カラーページ 1 頁 (縦約 1 8. 1 c m, 横約 1 4. 8 c m) の左上部に、民族衣装風の服を着用した原告 I の写真 2 枚 (併せて縦約 9. 5 c m, 横約 7. 8 c m) を掲載し、「I」(縦約 2 c m, 横約 0. 7 c m) 「→その鉄壁のガードゆえ、お宝写真は皆無。がっ！この度、遂に谷間を撮影することに成功！」(縦約 3. 2 c m, 横約 0. 7 c m) とのコメントを付したものである。

上記カラーページ 1 頁左上部以外には、他の芸能人 2 名の写真合計 2 枚が掲載され、原告 I の写真と併せて 1 頁全体を占めている。

以上のとおり、原告 I の写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容についての簡潔な説明をするにすぎないのであるから (甲 1 の 1 1 参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事 1 1 は、原告 I の写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告 I の肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告 I のパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事 3 1 (甲 1 の 3 1, 甲 4 3)

本件雑誌 1 の記事 3 1 は、カラーページ 1 頁 (縦約 1 8. 1 c m, 横約 1 4. 8 c m) 中央上部に、白色のバレエ衣装を着用した原告 I の写真 1 枚 (縦約 6 c m, 横約 4. 8 c m) を掲載し、「I ●階段でバレエコス姿という不自然な状況、しかも正面に彼女の大事な部分が…。見せたくてしょうがない彼女の一面を見た！」(縦約 5 c m, 横約 0. 7 c m) とのコメントを付したものである。

上記カラーページ 1 頁中央上部以外には、他の芸能人 7 名の写真合計 7 枚が掲載され、原告 I の写真と併せて 1 頁全体を占めている。

以上のとおり、原告 I の写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人 7 名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告 I の写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから (甲 1 の 3 1 参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事 3 1 は、原告 I の写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告 I の肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告 I のパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## コ 原告 J について

本件雑誌 5 の記事 6 6 (甲 5 の 3, 甲 4 7) は、カラーページ 1 頁 (縦約 2 8. 2 c m, 横約 2 1 c m) に、卓球のウェアを着用した原告 J の写真 3 枚 (併せて

当該頁と同じ大きさ)を掲載し、写真中の右下部に「J」の文字(縦約1cm, 横約3.9cm), 右横部に「妖艶コスチュームから刺激満点のチラリズム連発!」(縦約14.8cm, 横約2.7cm)「セクシーな下半身に釘付け」(縦約17.1cm, 横約1.5cm), 右下部に「1978年9月21日生まれ/身長150cm, 体重40kg/血液型AB型/東京都立川市出身/淑徳大学卒業/東京アート所属/J選手はカラフルなユニフォームで試合に登場し、卓球に対する注目度を高めた貢献者といえる存在。基本、露出度の高いコスチュームだけに、ご覧のような濃厚なチラリを連発しているといってもけっして過言ではありません。」(横約4.5cm, 縦約1.7cm)とのコメントを、それぞれ写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

以上のとおり、原告Jの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、しかも各コメントは分散して記載されており、写真の内容を説明するなどしているにすぎないのであるから(甲5の3参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事66は、原告Jの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Jの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Jのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## サ 原告Kについて

(ア) 記事1(甲1の1, 甲43)

本件雑誌1の記事1は、カラー表表紙(縦約28.2cm, 横約21cm)左上部に、薄緑色の服を着用した原告Kの写真1枚(縦約6.5cm, 横約4.4cm)を掲載し、「AKB48K『楽屋ナマ着替え』ブラ写メ流出」とのコメントを掲載したものである。

上記カラー表表紙左上部には、上記写真のほか、他の芸能人等9名の写真合計9枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Kの写真は、当該表表紙の大きさ(縦約18.1cm, 横約14.8cm)と比較して小さいものではあるが、原告Kであることが明瞭に認識できる写真であり、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Kの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の内容を誇張して説明するにすぎないのであるから(甲1の1参照)、上記コメントには独立した意義が認められない(なお、本件雑誌1には本件記事1以外に原告Kの記事はない。)

そうすると、記事1は、原告Kの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Kの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Kのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事34(甲2の1, 甲34)

本件雑誌2の記事34は、カラー表表紙(縦約28.2cm, 横約21cm)

右上部に、薄緑色の服を着用した原告Kの写真1枚（縦約5.7cm, 横約5.7cm）を掲載し、表紙左上部の直径約2.5cm歯車状の円形内に「2010年最大のスクープ」、表紙最上部に「AKB48Kパンチラアソコの具が見えた!？」（縦約2.4cm, 横約16.3cm）「極限食い込み」（縦約0.5cm, 横約2.6cm）とのコメントを付したものである。

上記カラー表紙には、上記写真のほか、他の芸能人等14名の写真合計14枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Kの写真は、当該表紙の大きさ（縦約28.2cm, 横約21cm）と比較して小さいものではあるが、原告Kであることが明瞭に認識できる写真であり、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Kの写真に係るコメントは、その内容は表紙の写真と無関係ではないものの、本文中の写真の内容を誇張して説明するにすぎないのであるから（甲2の1参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事34は、原告Kの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Kの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Kのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事35～38（甲2の2～5, 甲44）

本件雑誌2の記事35～38は、袋とじの連続したカラーページ4頁に掲載されたものである。

本件雑誌2の記事35は、袋とじカラーページ1頁（縦約28.2cm, 横約19.5cm）に、制服を着用した原告Kの写真2枚と水着を着用した原告Kの写真2枚の写真合計4枚（併せて当該ページと同じ大きさ）を掲載し、写真中央部から下部にかけて「AKB48K具が見えちゃった!？事件」（縦約17.3cm, 横約19cm）との見出しを記載し、写真中の上部に「白パンティに黒パンティ&ピンク色の謎の物体まで独占封印!」（縦約0.7cm, 横約18.5cm）、上部及び下部に「要ギリギリモザイク18禁!？」（それぞれ縦約0.3cm, 横約5.3cmと縦約0.8cm, 横約9.5cm）、下部に「AKBのライブでKのパンチラをゲット!!…てか、まち?パンティのスキマから大事な所が見えちゃってるじゃんか!!ガチで!ガチで!これはお宝!発禁になる前にゲットしちゃってください~い!!」（縦約1cm, 横約11cm）、右下部の直径3.5cmの円形の中に「緊急SCOOP!野外ライブでアソコがハミ出ていた!!」とのコメントを付したものである。

本件雑誌2の記事36～37は、袋とじカラーページ見開き2頁に、衣装を着用した原告Kの写真7枚（併せて当該見開き2頁と同じ大きさ）を掲載し、「K具が見えちゃった!？事件 絶対永久保存版」（縦約4.6cm, 横約5cm）との見出しを記載し、写真中の左上部に「ARE YOU IDOL?K」の文字（縦約4.4cm, 横約23.5cm）、左上部に「パンチラ連発の末に悩殺サービス」（縦約0.5cm, 横約5.5cm）、やや中央よりの左上部に「ピ

チピチの黒パンティの隙間に色素の異なる妖しい部位を目撃！！」（縦約6.3cm, 横約6.8cm）, 右上部の直径約4.6cmの円形内に「これがアレでないとすれば一体, なんだというのか…!?!」 「AKB不動のエースは出し惜しみ一切ナシ！」（縦約4.4cm, 横約0.9cm）, 左上部に「●AKBの初期メンバーであり, 昨年実施された『言い訳M a y b e』総選挙では, 見事トップ当選を果たしたK。誰もが認めるAKBのエースと言えるでしょう。そんな彼女も, グループの代名詞『パンチラ』を幾度となく披露していますが, 今回本誌がゲットした写真には, パンティのそのマタ奥の『アソコ』までバッチシ写ってたんです…! 本来ならお蔵入り必至の写真ですが, あくまで疑惑ですので, ノーモザイクで公開しちゃいます！」（縦約4.5cm, 横約3.6cm）とのコメントを, いずれもそれぞれの写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

本件雑誌2の記事38は, 袋とじカラーページ1頁（縦約28.2cm, 横約19.5cm）に, 水着等を着用した原告Kの写真2枚（併せて当該頁と同じ大きさ）を掲載し, 写真中左下部に「K具が見えちゃった!?!事件 絶対永久保存版」（縦約7.9cm, 横約8.5cm）との見出しを記載し, 以下いずれも右上部に「K, 具, モロ出し疑惑。」（縦約11.6cm, 横約1cm）「野外ライブで禁断部位が見えちゃった!」（縦約6.8cm, 横約0.4cm）「マジで!マジで!ヤバすぎの禁断写真を本紙独占スクープ!」（縦約5.3cm, 横約0.2cm）「マジで!!マジで!!!」（縦約4.7cm, 横約0.7cm）とのコメントを付したものである。

以上のとおり, 原告Kの写真に対し, 上記コメントが付され, その内容は写真と無関係ではなく, コメントの量やコメント欄の大きさは他の写真を比較的上回っているものの, いずれも写真を中心にして, 写真の内容に即した説明を加えたものにすぎないから（甲2の2～5参照）, 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると, 記事35～38は, 原告Kの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり, 専ら原告Kの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから, 原告Kのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

（エ） 記事41（甲2の8, 甲44）

本件雑誌2の記事41は, カラーページ1頁（縦約28.2cm, 横約21cm）下部に, 制服等を着用しテレビ番組出演中の原告Kの写真6枚（縦約13cm, 横約20.2）を掲載し, 写真中央上部に「1991年7月10日生まれ K B 7 6 / W 6 0 / H 8 3」の文字（縦約6.5cm, 横約1cm）と「パンチラ, 混浴, e t c…グループNo. 1人気のKが露出度も一番高いのだ!」（縦約7.5, 横約3cm）のコメント, 写真右横部に「●デビュー当初は『生まれて誰とも付き合ったことがない』と発言。交際歴がないだけで処女とは言ってませんから!」（縦約1.6cm, 横2.2cm）, 左横部に「●ファン投票による『A



『AKB48総選挙』では1位に輝いたK。常にセンターポジションにいるが、肌露出の高い仕事をこなしているのもまた事実。裸あつての人気のなか？」（縦約0.8cm、横約6.3cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人1名の写真8枚が掲載され、原告Kの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Kの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、原告Kの経歴、写真についての感想を簡潔に記載したものにすぎないのであるから（甲2の8参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事41は、原告Kの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Kの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Kのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## シ 原告Lについて

(ア) 記事7（甲1の7、甲43）

本件雑誌1の記事7は、袋とじのカラーページ1頁（縦約18.1cm、横約14cm）に、白色の服を着用した原告Lの写真1枚と白紺の衣装を着用した原告Lの写真1枚の写真合計2枚（当該頁と同じ大きさ）を掲載し、写真中の上部に「ブログ写真同時掲載でダンサーとの交際疑惑浮上！？[L]」（縦約7.4cm、横約3.3cm）、同じく上部に「●自身のブログで『ボルタリング』（室内壁登り）に行ったことを報告。『ずーっと行きたかった』『ハマリそう』『楽しい〜』とテンション高めに綴っていた。奇しくも同日、同じ場所で撮った写真が『Rockwilder』所属のダンサー・X38（誰？）のブログにも掲載され、2人のデート疑惑が浮上。27歳のX38曰く、『ちょうど話が合う知り合いがいたので、いきなり誘って行ってみました♪』。ボルタリングでかいた汗を、どこでどう流したのかはブログには書かれていなかった。」（縦3.5cm、横4cm）、いずれも写真中の左横部に「ボルタリングで鍛えた腕力は●弁●アックに応用！」（縦約1.4cm、横約4.5cm）「●Lのブログから。X37を相手に●弁ポーズ。奇しくもAKB48の愛人事情を自身のブログで暴露したX39監督が発見した体位だった」（縦約1.6cm、横約2.4cm）とのコメントを付したものである。

以上のとおり、原告Lの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではなく、コメントも比較的多いものの、大部分が原告Lのブログを転載したもので、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさも小さく、写真の全体像の把握を妨げないように配置されたものであって（甲1の7参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事7は、原告Lの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Lの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Lのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事42 (甲2の9, 甲44)

本件雑誌2の記事42は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)左下部に、制服等を着用しテレビ番組出演中の原告Lの写真5枚と水着を着用した原告Lの写真1枚の写真合計6枚(併せて縦約18.4cm [最大の大きさ], 横約8.8cm)を掲載し、写真中の右横部に「1988年10月17日生まれ L B77/W55/H78」の文字(縦約6.4cm, 横約1.1cm), 左横部に「アイドルはオシッコしない約束なのに股間部押さえてど〜したの?」(縦約6.6cm, 横約1.7cm), 右下部に「●子役時代から活躍するコリスことL。それだけにグラビアでの露出にも抵抗がないのか, ブラジャーは解除。でも着衣で股間押さえている方がよっぽどエロス。」(縦約1.3cm, 横約3.5cm)とのコメントを付したものである。

上記袋とじカラーページ1頁左下部以外には、他の芸能人3名の写真合計10枚が掲載され、原告Lの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Lの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人3名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Lの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから(甲2の9参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事42は、原告Lの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Lの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Lのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事51 (甲2の18, 甲44)

本件雑誌2の記事51は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)左下部に、水着を着用した原告Lの写真1枚(縦約11.8cm, 横約5.6cm)を掲載し、写真欄外に「巨乳番付BEST. 50 最強の巨乳は誰だ?」との見出し(縦22.4cm, 横約3.9cm)で、写真中の下部に「BEST. 03 L」の文字(縦約0.4cm, 横3.2cm), 右下部に「●グラドル顔負けの極上ボディを誇るLちゃん。手のひらにちょうど収まるくらいの美乳が、三角ビキニから零れちゃってます…!!」(縦約1.7cm, 横約1.9cm), 左横部に「AKB屈指の美乳の持ち主 乳が水着からハミ出しまくり!」(縦約5.6cm, 横約0.8cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁には、縦約23.5cm, 横約13.9cmに、上記写真のほか、他の芸能人2名の写真合計2枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Lの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人2名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Lの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の内容を誇張して説明するにすぎないのであるから(甲2の18参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事51は、原告Lの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Lの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Lのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ス 原告Mについて

(ア) 記事5 (甲1の5, 甲43)

本件雑誌1の記事5は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)の下部に、水着を着用した原告Mの写真1枚と白赤色の服を着用した原告Mの写真1枚の写真合計2枚(縦約8cm, 横約14.8cm [本件雑誌1の横と同じ大きさ])を掲載し、「アイドルの『怒涛の48ポッチ』ナマ乳首SP 放送事故から濡れ場まで 美女のビーチクが勃起した瞬間!」との見出しで(ただし、当該見出しは、原告Mの写真が掲載された頁には存在せず、その前後の頁に複数記載されているものである。)、写真中の右横に「M(判決注:原文のママ) ●現在、ハロプロで人気ナンバーワンの『M』が、チクビをガン見せで勝負!! 打倒AKBだ! もっともっと出しまくれー!」(縦約9.5cm, 横約0.5cm) 「ハロプロ18歳の乳首が潰れたっ!」(縦約3.9cm, 横約1cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人1名の写真2枚が掲載され、原告Mの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Mの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の説明ないし筆者の願望が記載されているにすぎないのであるから(甲1の5参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事5は、原告Mの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Mの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Mのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事40 (甲2の7, 甲44)

本件雑誌2の記事40は、袋とじカラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約19.5cm)下部に、水着を着用した原告Mの写真1枚と白赤色の服を着用した原告Mの写真1枚の写真合計2枚(併せて縦約12.4cm, 横約19.5cm)を掲載し、写真中央上部の直径約4.3cmの円形内に「08 The nipple M(判決注:原文のママ)」の文字、写真中の右横部分に「ハロプロの救世主18歳の乳首が潰れた!!」(縦約3.3cm, 横約4.7cm) 「●ハロプロの『M』がまさかの乳首露出! 打倒AKB!! もっと、もっとエグイのプリーズ!!」(縦約1cm, 横約2.4cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人1名の写真1枚が掲載され、原告Mの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Mの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真

と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明するにすぎないものであるから（甲2の7参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事40は、原告Mの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Mの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Mのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

（ウ） 記事60（甲3，甲45）

本件雑誌3の記事60は、袋とじカラーページ1頁（縦約25.7cm，横約19.3cm）上部に、水着を着用した原告Mの写真1枚と白地に赤の服を着用した原告Mの写真1枚の写真合計2枚（併せて縦11.3cm〔最大の大きさ〕，横約19.4cm）を掲載し、写真中の右上部分に「M」の文字（縦約0.5cm，横約2.5cm），左下部分に「ハロプロの最終兵器 19歳の乳首がモロ見え！」（縦約1.4cm，横約9.5cm），右上部分に「●ハロプロの『M』がまさかの乳首露出！打倒AKB！もっともっと出しまくれー！」（縦約1.3cm，横約2.2cm）とのコメントを付したものである。

上記袋とじカラーページ1頁上部以外には、他の芸能人2名の写真合計4枚が掲載され、原告Mの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Mの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即して説明したものにすぎないのであるから（甲3参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事60は、原告Mの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Mの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Mのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## セ 原告Nについて

本件雑誌5の記事64（甲5の1，甲47）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）左～中央部に、水着を着用した原告Nの写真2枚（併せて縦約15.8cm，横約13.3cm）を掲載し、写真欄外に「肉尻選手権 最強の肉尻は誰だ？BEST.50」との見出しで、写真中の上部に「BEST.43N」との文字（縦約0.4cm，横約3.2cm），いずれも2枚の写真の境界線付近に「●尻筋が発達しているようで水着がくい込みまくり！ここまで圧が掛けられるということは、下半身を変幻自在に操れることでしょう。」（縦約1.8cm，横約1.9cm）「水着を飲み込むかなり強めの尻圧！」（縦約7.1cm，横約3.1cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁左～中央部以外には、他の芸能人2名の写真合計3枚が掲載され、原告Nの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Nの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さ

く、写真の内容に即して説明したものにすぎないのであるから（甲5の1参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事64は、原告Nの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Nの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Nのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ソ 原告Oについて

本件雑誌5の記事65（甲5の2，甲47）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）中央部に、ヌードの原告Oの写真2枚（縦約8.6cm，横約13.8cm）を掲載し、写真欄外に「肉尻選手権 最強の肉尻は誰だ？BEST. 50」との見出しで、2枚の写真の境界線付近に「BEST. 130」との文字（縦約3.7cm，横約0.4cm），「●意外と筋肉質な裸体を披露しファンを騒然とされた元トップアイドル。固そうな上半身とは対照的にやわらかそうなお肉がグレート。」（縦約3.9cm，横約0.6cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁中央部以外には、他の芸能人4名の写真合計4枚が掲載され、原告Oの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Oの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人4名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Oの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、コメント欄の大きさは小さく、筆者の写真を見た感想等を述べるにすぎないのであるから（甲5の2参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事65は、原告Oの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Oの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Oのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## タ 原告Pについて

本件雑誌2の記事56（甲2の23，甲44）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm，横約21cm）に、デニムパンツを着用した原告Pの写真1枚（当該頁と同じ大きさ）を掲載し、写真中の左上部分に「P」の文字（縦約0.8cm，横約2.4cm），「アイドルからモデルへギャル系だけにユルさに期待」（縦約1.5cm，横約4.9cm）「●ポストX40とも評されるギャル系モデル代表選手。もともとアイドルただだけに、ユルめポテンシャルに期待大。」（縦約1cm，横約3.1cm）とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁には、上記写真に重ねて、他の芸能人1名の写真2枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Pの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、コメント欄の大きさも小さく、筆者の期待等を簡潔に述べるにすぎないものであるから（甲2の23参照）、上記コメントには独立し

た意義が認められない。

そうすると、記事56は、原告Pの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Pの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Pのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## チ 原告Qについて

(ア) 記事34 (甲2の1, 甲44)

本件雑誌2の記事34は、カラー表紙(縦約28.2cm, 横約21cm)右上部に、紺色の服を着用した原告Qの写真1枚(縦約6.1cm, 横約2.8cm)を掲載し、写真の右左に肖像の端の部分と重ねて「Q」の文字(縦約5cm, 横約1cm), 「◎授乳中?パンパン爆乳初披露」(縦約6.6cm, 横約0.5cm)とのコメントを付したものである。

上記カラー表紙には、原告Qのほか、他の芸能人等14名の写真合計14枚が掲載されている。

以上のとおり、原告Qの写真は、当該表紙の大きさ(縦約28.1cm, 横約21cm)と比較して小さいものであるが、正面からの写真である上、写真に重ねて「Q」の文字があること(甲2の1参照)や、その掲載位置も考慮すると、独立した鑑賞の対象にしたものと認められる。また、原告Qの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の想像等を簡潔に述べるにすぎないのであって、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事34は、原告Qの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Qの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Qのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事45 (甲2の12, 甲44)

本件雑誌2の記事45は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)に、紺色の服を着用した原告Qの写真3枚(併せて当該頁と同じ大きさ)を掲載し、写真中の右上部分に「超ナマ写真」(縦約9.5cm, 横約5cm), 右横部分に「【Q】■結婚して以後、久々の登場。ではおっばいは大きくなったかと思えば、どうも『微』のままではないですか。」(縦約1.4cm, 横約4cm), 左上部分に「結婚って一体なに?と考えさせられる谷間」(縦約7.5cm, 横約2.6cm), 中央下部に「もうちょっと成長してもいいんじゃない?」(縦約8.3cm, 横約3.1cm)とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

以上のとおり、原告Qの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容についての感想を記載したにすぎないものであるから(甲2の12参照), 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事45は、原告Qの写真を独立した鑑賞の対象とするものであ

り、専ら原告Qの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Qのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事61 (甲4の1, 甲46)

本件雑誌4の記事61は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)に、紺色の服を着用した原告Qの写真3枚(併せて当該頁と同じ大きさ)を掲載し、写真中の右横部分に「【Q】■結婚して以後、久々の登場。ではおっばいは大きくなったかと思えば、どうも『微』のままではないですか。」(縦約1.4cm, 横約4cm)、左上部分に「結婚してても美乳は美乳」(縦約8.6cm, 横約3cm)とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないよう分散して付したものである。

以上のとおり、原告Qの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容についての感想を記載したにすぎないものであるから(甲4の1参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事61は、原告Qの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Qの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Qのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ツ 原告Rについて

本件雑誌2の記事44(甲2の11, 甲44)は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)下部に、水着等を着用しテレビ番組出演中の原告Rの写真8枚(併せて縦約15cm[最大の大きさ], 横約19.8cm)を掲載し、下部2枚の写真の境界線付近に「1990年9月5日生まれ R B85/W60/H86」の文字(縦約6.5cm, 横約1cm)、「ヘソ下20センチ! 『志村屋』で見せたセクシー脱ぎ脱ぎ」(縦約6.4cm, 横約2.4cm)「●X41に憧れてせっかくレプロに入ったのに、気がつけばアイドルリング!!! デビュー。完全に路線を異にしたが、ウザキャラとして一定の認知をゲット。結果的には正解だったのでは?」(縦約5.5cm, 横約1cm)とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないよう分散して付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人2名の写真合計15枚が掲載され、原告Rの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Rの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、簡潔なコメントが記載されているのみであるから(甲2の11参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事44は、原告Rの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Rの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Rのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## テ 原告Sについて

(ア) 記事6 (甲1の6, 甲43)

本件雑誌1の記事6は、カラーページ1頁(縦約18.1cm, 横約14.8cm)上半分に、ピンク色の服を着用した原告Sの写真1枚(縦約8.8cm, 横約14.8cm [本件雑誌1の横と同じ大きさ])を掲載し、隣の頁とまたがって「アイドルの『怒涛の48ポッチ』ナマ乳首SP 放送事故から濡れ場まで美女のビーチクが勃起した瞬間！」(縦約5.2cm, 横約2.2cm)との見出しを記載し、写真中左横部分に「S ●昨年、女優で失敗(?)してしまった彼女。こんなイ乳首持ってんだからグラビアに帰ってきてっ!!そしてポロリしちゃって！」(縦約9.2cm, 横約0.5cm)「朝ドラは低迷…チクビはビンビン！」(縦約5.2cm, 横約1.2cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁上半分以外には、他の芸能人1名の写真1枚が掲載され、原告Sの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Sの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即した説明を主とするものであるから(甲1の6参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事6は、原告Sの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Sの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Sのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事39 (甲2の6, 甲44)

本件雑誌2の記事39は、袋とじカラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約19.5cm)下部に、ピンク色の服を着用した原告Sの写真1枚と水着を着用した原告Sの写真1枚の写真合計2枚(併せて縦約11.3cm, 横約19.5cm)を掲載し、2枚の写真の境界付近の直径約3.2cmの円形中に「06 The nipple S」の文字、大きい写真中の左横部分に「今後、お宝必至!巨乳女優のポッチが見えた」(縦約3.2cm, 横約6.9cm)、小さい写真中の右横部分に「●純な顔立ちに不釣り合いなオッパイでブレイク必至!話題作に出演しまくりの若手女優の大事なトコがポロリ。要保管ですぞ!!」(縦約1.7cm, 横約2.5cm)とのコメントを付したものである。

上記袋とじカラーページ1頁下部以外には、他の芸能人3名の写真合計3枚が掲載され、原告Sの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Sの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさは小さく、写真の内容に即した説明にすぎないのであるから(甲2の6参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事39は、原告Sの写真を独立した鑑賞の対象とするものであ



り、専ら原告Sの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Sのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(ウ) 記事52 (甲2の19, 甲44)

本件雑誌2の記事52は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)左上部に、水着を着用した原告Sの写真1枚(縦約9.6cm, 横約7.4cm)を掲載し、写真欄外に「最強の巨乳は誰だ? BEST. 50 巨乳選手権」との見出しで、同じくいずれも写真欄外に「BEST. 05S」の文字(縦約0.4cm, 横約3.2cm), 「●X42の彼女らしいが、三角ビキニから零れ落ちそうな乳房は男ならみんな大好き。ウブな表情とのギャップがたまりません!」(縦約1.4cm, 横約2.1cm)「某芸人に頻繁に揉まれているボリューム満点メロンパイ!」(縦約2.9cm, 横約3cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人1名の写真1枚が掲載され、原告Sの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Sの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人1名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Sの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の想像等を簡潔に述べるにすぎないのであるから(甲2の19参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事52は、原告Sの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Sの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Sのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(エ) 記事62 (甲4の2, 甲46)

本件雑誌4の記事62は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)下部に、金色の服を着用した原告Sの写真1枚(縦約12.4cm [最大の大きさ], 横約21cm [本件雑誌4の横と同じ大きさ])を掲載し、写真欄外に「脇汁選手権 最強の脇汁は誰だ? BEST. 50」との見出しで、写真中の上部に「BEST. 28S」の文字(縦約0.4cm, 横約3.2cm), 「●NHKの朝ドラは、主演の彼女の巨乳の揺れに頼るところが大きかったようだが、結局、世の男も朝から巨乳は見たくない。完全に計画倒れ。」(縦約1.7cm, 横約1.9cm), 写真中の左横部分に「巨乳とは決して朝飯を喰いながら見るものではない。」(縦約6.9cm, 横約4.1cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人等3名の写真合計4枚が掲載され、原告Sの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Sの写真に対し、上記コメントが付され、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の大きさと比較して、コメント欄の大きさも小さく、写真についての簡潔な記載をするにすぎないものであるから(甲4の2参

照) , 上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事62は、原告Sの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Sの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Sのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

## ト 原告Tについて

(ア) 記事48 (甲2の15, 甲44)

本件雑誌2の記事48は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)左下部に、映画出演中の原告Tの写真2枚(左右に並べたもの)と原告Tの顔写真1枚の写真合計3枚(併せて縦約10.5cm, 横約12cm [最大の大きさ])を掲載し、左側の写真中の下部に「T」の文字(縦約0.6cm, 横約1.8cm)、「●X43クンのエスコートで、段々と積極的になっていくTチャンのオクチ。」(縦約0.8cm, 横約3.3cm)、写真の欄外上部に「DEEPないキスは濃厚な絡みと共に…」(縦約0.6cm, 横約9.4cm)とのコメントを付したものである。

上記カラーページ1頁左下部以外には、他の芸能人等3名の写真合計5枚が掲載され、原告Tの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Tの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人3名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Tの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、写真の内容を誇張して述べるにすぎないのであるから(甲2の15参照)、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事48は、原告Tの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Tの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Tのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

(イ) 記事59 (甲2の26, 甲44)

本件雑誌2の記事59は、カラーページ1頁(縦約28.2cm, 横約21cm)右中央～上部に、映画出演中の原告Tの写真1枚(縦約5.9cm, 横約9.5cm)とその上に白色地の服を着用した原告Tの写真1枚(縦約4.3cm, 横約3.5cm)の写真合計2枚を掲載し、下の写真中の右横部に「T」の文字(縦約2.6cm, 横約0.6cm)、下部に「●リアルすぎるイキ顔を恥ずかしげもなく披露してくれたTさん。半目になってイクなんて…清楚な顔してイヤらしすぎますぞっ!」(縦約0.8cm, 横約4.9cm)「奥まで入っているのか…半目になってガチイキ昇天!」(縦約4.6cm, 横約0.7cm)とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

上記カラーページ1頁右中央～上部以外には、他の芸能人3名の写真合計6枚が掲載され、原告Tの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Tの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人3名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが

明らかである。また、原告Tの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真を見た感想を誇張して述べるにすぎないのであるから（甲2の26参照）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事59は、原告Tの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Tの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Tのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

#### ナ 原告Uについて

本件雑誌2の記事53（甲2の20、甲44）は、カラーページ1頁（縦約28.2cm、横約21cm）下部に、水着を着用した原告Uの写真1枚（縦約8.3cm、横約13.8cm）を掲載し、頁上部に「最強の巨乳は誰だ？BEST. 50 巨乳選手権」との見出しで、写真中の左上部に「BEST. 17U」の文字（縦約0.4cm、横約3.2cm）、右下部に「●巨乳ブームの火付け役の一人。現在、レスラーに揉まれて吸われまくっているオッパイは、横になっても全く型崩れしていません！」（縦約1.4cm、横約2.1cm）、左下部に「永遠のおっぱいアスリート人妻の巨乳はやっぱりイイ！」（縦約1.2cm、横約7.5cm）とのコメントを、写真の全体像の把握を妨げないように分散して付したものである。

上記カラーページ1頁下部以外には、他の芸能人7名の写真合計7枚が掲載され、原告Uの写真と併せて1頁全体を占めている。

以上のとおり、原告Uの写真は、当該頁と比較して小さいものの、他の芸能人7名の写真と併せ又は対比することによって、独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。また、原告Uの写真に係るコメントは、その内容は写真と無関係ではないものの、筆者の写真に即した想像、願望等を述べるにすぎないのであるから（甲2の20）、上記コメントには独立した意義が認められない。

そうすると、記事53は、原告Uの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Uの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Uのパブリシティ権を侵害するものと認められる。

#### (3) 小括

原告らのパブリシティ権ないし原告A、原告B及びIのプライバシー侵害をまとめると、以下のとおりである（記事1～33は本件雑誌1、記事34～59は本件雑誌2、記事60は本件雑誌3、記事61～63は本件雑誌4、記事64～66は本件雑誌5に掲載されたものである。）。

##### ア 原告A

記事3～4、8（現在の写真に係る部分）、12、21、23～26、34、39、46、50、53及び57について、パブリシティ権の侵害が認められる。

記事8（小学生～高校生時代の写真に係る部分）及び22について、プライバシーの侵害が認められる。

##### イ 原告B

記事1, 2, 12, 13~20 (記事14の学生時代の写真2枚に係る部分を除く。), 28, 32~34, 47, 49, 51及び58について, パブリシティ権の侵害が認められる。

記事14 (学生時代の写真2枚に係る部分) について, プライバシーの侵害が認められる。

ウ 原告C

記事43及び54について, パブリシティ権の侵害が認められる。

エ 原告D

記事30について, パブリシティ権の侵害が認められる。

オ 原告E

記事55について, パブリシティ権の侵害が認められる。

カ 原告F

記事6について, パブリシティ権の侵害が認められる。

キ 原告G

記事10, 27, 29及び53について, パブリシティ権の侵害が認められる。

ク 原告H

記事63について, パブリシティ権の侵害が認められる。

ケ 原告I

記事9 (現在の写真及びモデル時代の写真に係る部分), 11及び31について, パブリシティ権の侵害が認められる。

記事9 (小学生時代及び高校生時代の写真に係る部分) について, プライバシーの侵害が認められる。

コ 原告J

記事66について, パブリシティ権の侵害が認められる。

サ 原告K

記事1, 34~38及び41について, パブリシティ権の侵害が認められる。

シ 原告L

記事7, 42及び51について, パブリシティ権の侵害が認められる。

ス 原告M

記事5, 40及び60について, パブリシティ権の侵害が認められる。

セ 原告N

記事64について, パブリシティ権の侵害が認められる。

ソ 原告O

記事65について, パブリシティ権の侵害が認められる。

タ 原告P

記事56について, パブリシティ権の侵害が認められる。

チ 原告Q

記事34, 45及び61について, パブリシティ権の侵害が認められる。

ツ 原告R

記事44について、パブリシティ権の侵害が認められる。

テ 原告S

記事6, 39, 52及び62について、パブリシティ権の侵害が認められる。

ト 原告T

記事48及び59について、パブリシティ権の侵害が認められる。

ナ 原告U

記事53について、パブリシティ権の侵害が認められる。

## 2 被告らの故意又は過失（被告代表者につき任務懈怠を含む。）の有無（争点2）について

(1) 前提事実(6)のとおり、①日本音楽事業者協会は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成21年4月28日付け抗議書をもって、被告会社発行の「エンジョイマックス4月号」（同月1日発行）には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているとして、パブリシティ権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書の提出を要求し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、同年5月1日付け陳謝状を提出した。②日本音楽事業者協会は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成22年4月30日付け抗議書をもって、被告会社発行の本件雑誌1には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているなどとして、パブリシティ権及びプライバシー権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書の提出を要求し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、同年5月10日付け誓約書を、被告発行人及び被告編集人の氏名を連記の上、同日付けで「お願い」と題する文書を提出した。③日本音楽事業者協会は、被告会社、被告発行人及び被告編集人に対し、平成22年6月18日付け抗議書をもって、本件雑誌4には、会員に所属するタレント、アーティストの肖像写真が承諾を得ることなく多数掲載されているとして、パブリシティ権を侵害する旨主張して、謝罪と誓約書及び具体的な再発防止策の提出を要求し、被告会社は、日本音楽事業者協会に対し、被告発行人及び被告編集人の氏名を連記の上、同年7月1日付け誓約書を提出した。

また、被告発行人及び被告編集人は、被告会社の雑誌等の編集、発行の方針等を現場で決裁する権限を有していたこと、被告代表者は、本件雑誌の出版販売当時、被告会社の代表取締役であり、代表取締役として被告会社の雑誌等の編集方針を決定する権限があったことについては当事者間に争いがない。

(2) 以上に基づいて、被告らの故意又は過失の有無について検討する。

ア 被告発行人及び被告編集人は、被告会社の雑誌等の編集、発行の方針等を現場で決裁する権限を有していたのであるから、被告会社の発行する雑誌等の決裁に当たり、雑誌等に掲載される芸能人のパブリシティ権、プライバシー等の権利を侵害することがないよう注意する義務があったというべきである。

しかるに、前記1のとおり、本件雑誌はパブリシティ権、プライバシーを侵害

するものであり、本件雑誌の出版販売以前にも、日本音楽事業者協会から被告会社発行の雑誌がパブリシティ権を侵害する旨の抗議を受けていたことを併せて考慮すると、被告発行人及び被告編集人は、本件雑誌の発行を決裁するに当たり、少なくとも上記注意義務に違反した過失があるというべきである。

イ また、被告代表者は、本件雑誌の出版販売当時、被告会社の代表取締役であり、代表取締役として被告会社の雑誌等の編集方針を決定する権限があったのであるから、被告会社の代表者として、被告会社の発行する雑誌等の編集方針を決定するに当たり、雑誌等に掲載される芸能人のパブリシティ権、プライバシー等の権利を侵害することがないように注意する義務があったというべきである。

しかるに、前記1のとおり、本件雑誌はパブリシティ権、プライバシーを侵害するものであり、本件雑誌の出版販売以前にも、日本音楽事業者協会から被告会社発行の雑誌がパブリシティ権を侵害する旨の抗議を受けていたことを併せて考慮すると、被告代表者は、本件雑誌の編集方針を決定するに当たり、少なくとも上記注意義務に違反した過失があるというべきである。

ウ これに対し、被告発行人、被告編集人及び被告代表者は、注意義務を尽くしていた旨主張するが、日本音楽事業者協会は、本件雑誌1及び4の発行に際しても抗議を行っており、それにもかかわらず、本件雑誌3～5でもパブリシティ権を侵害しているのであるから、被告らの主張は容易に採用できない。

(3) 以上のとおり、被告発行人、被告編集人及び被告代表者は、被告会社における職務執行について過失が認められ、本件雑誌の出版及び販売は被告会社の業務として行われたものであるから、被告会社についても過失が認められるというべきである。

ところで、被告代表者の任務懈怠については、原告らの被告代表者に対する会社法429条1項に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求は選択的併合であると解されるところ、被告代表者の不法行為に基づく損害賠償責任が認められるから特に判断しない。

### 3 損害の有無及び損害額（争点3）について

#### (1) パブリシティ権に係る損害について

##### ア 使用料相当額の損害について

前記1のとおり、被告会社は、原告らの承諾を得ることなく、その肖像等を独立した鑑賞の対象として使用したのであるから、原告らは、パブリシティ権の使用料相当額の損害を被ったというべきである。

他方で、弁論の全趣旨によれば、本件雑誌の販売部数は、本件雑誌1につき1万9498部、本件雑誌2につき3万1644部、本件雑誌3につき5万4507部、本件雑誌4につき3万9220部、本件雑誌5につき3万2361部であったことが認められ、本件雑誌の販売価格（税込み）は、本件雑誌1につき500円、本件雑誌2につき490円、本件雑誌3につき830円、本件雑誌4につき560円、本件雑誌5につき560円であったことが認められる（前提事実(4)）。

以上のとおり、本件雑誌に係る原告らの肖像等の使用方法、本件雑誌の販売価

格、販売部数に加え、写真集における対価の支払状況（甲52～55）をも考慮すると、使用料率を20%（ただし、表紙に使用した場合は30%）と認めるのが相当である。

以上に従って、原告らそれぞれの使用料相当額の損害を計算すると、別紙使用料相当損害額一覧のとおりである（1頁未満の使用は1頁の使用として計算し、1冊当たり計算金額が1万円未満の場合は1万円を損害として認定した。）。

（1冊当たりの計算金額の計算式）

計算金額＝（販売価格×販売部数×掲載頁数／全体頁数）×使用料率

#### イ パブリシティ価値毀損の損害について

パブリシティ権は、肖像等の顧客吸引力を排他的に利用する権利であるから、その権利の内容として、肖像等の顧客吸引力を毀損するような使用態様を排除することができるかと解するのが相当である。

そして、前記1のとおり、本件記事は、概ね本件写真をグラビア写真のように使用しつつも、コメントを付したものであり、そのコメントのほとんどが読者の性的な関心を喚起する内容となっている上、独立した意義が認められないものである。他方で、原告らは、いずれも女性の芸能人であって、そのキャラクターイメージが重要であることはいままでもない。

そうすると、本件記事中、原告らのパブリシティ権侵害が認められるものについては、そのうちコメントが付されていないもの（原告Aにつき記事50、原告Bにつき記事34）、コメントに顧客吸引力を毀損する要素がないもの（原告Bにつき記事49）を除いて、原告らのパブリシティ権を毀損するものというべきであるから、原告らにはパブリシティ権の毀損に係る損害が認められる。

もっとも、パブリシティ権は、現時点では、その価値を算定する手法がないから、パブリシティ権の毀損に係る損害額を算定する手法もないのであって、当該額を立証することが極めて困難といわざるを得ない。

したがって、原告らのパブリシティ権の毀損に係る損害額については、民事訴訟法248条を適用し、毀損されたキャラクターイメージの性質、毀損の態様、使用料相当損害額との関係、掲載頁数等を考慮して、別紙原告認定損害額一覧の「パブリシティ権」の「毀損に係る損害額」記載のとおり認定するのが相当である。

これに対し、被告らは、読者の性的な関心を呼び起こさせる記述が社会生活上受忍限度を超えない旨主張する。しかしながら、前記1のとおり、本件記事に係るコメントは独立した意義を有しないものであるにもかかわらず、本件写真と関連付ける形式をもって掲載されていることに照らすと、パブリシティ権の毀損との関係において、社会生活上受忍限度を超えていないと解することはできない。

#### ウ 精神的損害について

パブリシティ権は、人格権に由来する権利の一内容であっても、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、精神的損害を認めることは困難である。

したがって、パブリシティ権に係る精神的損害（慰謝料）は認められない。

## (2) プライバシーに係る損害について

原告A、原告B及び原告Iのプライバシーに係る損害（慰謝料）については、その掲載頁数や本件雑誌1及び2の販売部数に加え、原告A、原告B及び原告Iの心情（甲59～61）をも考慮すると、原告Aにつき40万円、原告Bにつき20万円及び原告Iにつき20万円を認めるのが相当である。

## (3) 小括

以上のとおり、原告らのパブリシティ権と原告A、原告B及び原告Iのプライバシーに係る損害をまとめると、別紙原告認定損害額一覧の「小計」記載のとおりである。これに被告らが負担すべき弁護士費用相当額を加えると、別紙原告認定損害額一覧の「合計」記載のとおりとなる。

## 4 差止及び廃棄請求の必要性（争点4）について

本件雑誌1は、平成22年11月11日現在、紀伊国屋書店BookWebやJUNKDOネットストアHONにおいて販売されていたことが認められる（前提事実(6)カ）。

しかしながら、本件口頭弁論終結時において、本件雑誌が販売されていたことを認めるに足りる証拠はない。また、被告会社は、本件雑誌について、絶版扱いにした旨や在庫が存在しない旨を主張しており、これに反する証拠もない。

そうすると、原告らのパブリシティ権と原告A、原告B及び原告Iのプライバシーに基づく差止及び廃棄請求については、その必要性が認められない。

したがって、上記の差止及び廃棄請求は理由がない。

## 5 結論

以上のとおり、原告らの請求は、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれ別紙原告認容金額目録の認容金額欄記載の金員及びこれに対する不法行為の後（訴状送達の日翌日）である平成23年1月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 「パブリシティ権」とか「パブリシティの権利」とかの語源は、英語の「Right of Publicity」にあるところ、そもそもこの権利の由来は「プライバシーの権利（Right of Privacy）」にあり、W・プロッサー教授が分類したプライバシーの権利についての第4の類型（他人の氏名・肖像の営利的利用）がこれに該当するものである。<sup>(1)</sup>

この点について、わが国最高裁は、人の肖像や氏名を、商品等の広告として使用することは、それらが有する顧客吸引力（publicity value）を利用していることから、パブリシティ権を侵害するものとして不法行為法上の違法となると解し（最高



判平成 24 年 2 月 2 日一小)、この考え方を本件判決は引用し、被告らが本件雑誌記事において、本件写真をグラビア写真のように使用し、写真とコメントとの間に実質的な関連性がない場合には、パブリシティ権の侵害となると解するを相当と説示する。

また、たとえ芸能人であっても、プライバシーに当たる情報として保護される基準は、一般人の感受性を基準として、私人の立場から公開を欲しない事柄で、一般人に知られていないものと解するのが相当と裁判所は説示する。そして、その事実を公表されない法的利益とこれを公表することの法的利益とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合であれば、不法行為が成立すると解した最高判平成 6 年 2 月 8 日三小を引用している。

2.そこで、本件の裁判所は、21名の原告ごとに、パブリシティ権とプライバシー権の侵害の有無について検討したが、原告は21人もいるので、ここではAの場合についてだけ紹介することにする。

2.1 判決によると、本件雑誌1の記事3～4には、原告Aの写真にコメントが付されているが、写真の大きさと比較してコメント欄の大きさは小さくかつ各コメントは分散して記載されているから、これらコメントには独立した意義が認められないと認定した。

そうすると、記事3～4は、「原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするものであり、専ら原告Aの肖像等が有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと認められる。」と、裁判所は認定した。

裁判所によるこの解析と認定を見ると、裁判所は、本件雑誌1を商品と見立て、被告らは雑誌という商品の販売促進のために、著名な原告Aの肖像写真をいろいろと使用しているから、これは原告Aのパブリシティ権を侵害する不法行為となるという理論構成をしていることになる。

2.2 また判決によると、本件雑誌1の記事8には、原告Aの小学生、中学生、高校生の各時代の写真が掲載されているが、これらの写真は原告Aの芸能活動開始前や開始後の私生活上の写真であるから、彼女の芸能活動とは全く関係がないものである。したがって、これらの写真は公表する必要性のないものであり、原告Aにはこれらの写真を公表されない利益が優越すると認められるから、上記写真の公表は原告Aのプライバシーを侵害するものとなると、裁判所は判断した。

これらの原告Aの写真について裁判所は、パブリシティ権の面から検討した。すると、記事8におけるこれらの写真は、原告Aの小学生～高校生時代の写真と現在の写真とを併せ又は対比することによって、「独立した鑑賞の対象としたことが明らかである。」と認定し、これをもって原告Aのパブリシティ権を侵害するものと判断した。

但し、原告Aの小学生～高校生時代の写真については専ら私生活上の写真であって、それが顧客吸引力を有するものとして原告Aによって使用されたものとは認め

られないことを理由に、パブリシティ権の侵害問題はないと判断した。

2.3 また、本件雑誌1の記事について裁判所は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするもので、専ら原告Aの肖像等が有する顧客吸引力の利用を目的とするものだから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと判断した。

また、記事21, 23～26は、原告Aの写真を独立した鑑賞の対象とするもので、専ら原告Aの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものであるから、原告Aのパブリシティ権を侵害するものと判断された。

他方、記事22の写真は、原告Aの芸能活動とは関連のない私生活上の事項に関するものであるから、上記写真を公表されない利益が優越すると認められるから、この写真の公表は原告Aのプライバシーを侵害するものではあっても、パブリシティ権の問題ではないと解された。

2.4 その他、記事34, 46, 50, 53, 57についても、前記と同様の理由によって、プライバシーの侵害とパブリシティ権の侵害とは区別され、芸能人生活に入る前の時代の写真の公表にはプライバシーの侵害が、芸能人生活に入った後の写真については肖像の顧客吸引力を理由にパブリシティ権の侵害が成立すると判断したのである。ということは、両者の侵害行為が同時に成立することは認められなかったのである。

このような認定判断はよしとしても、パブリシティについては権利侵害といい、プライバシーについては権利の侵害とっていないのはわからない。パブリシティ権はプライバシー権から派生した権利ないし利益であってみれば、いずれも人間の肖像や氏名が固有する権利であり、それに対する他人による侵害は不法行為を誘導する原因となるのである。

3. この事件において、裁判所が原告らのパブリシティ権の侵害を認定したのは、被告らが出版し販売した雑誌を商品と見立て、この商品に原告らの肖像写真や氏名を無断に使用することは有名な芸能人である原告らの有するパブリシティ権の侵害に当たると考えたことである。すると、芸能人の肖像写真や氏名を、他社の商品やサービスの広告宣伝のために無断使用することに対するパブリシティ権の侵害とはやや異質のものであるが、裁判所にとっては、これも同等のものと見て判断したのであろう。

しかし、このような雑誌上の無断使用の場合は、あえて実在人物に対するパブリシティ権という財産的利益に対する侵害ではなく、そのような場所に無断使用されたというプライバシー権の侵害でも通用するというべきではないだろうか。したがって、この問題については再考の余地があるように思う。

4. 裁判所は、損害賠償請求については、パブリシティ権に対する損害とプライバシーに対する損害とに分けて算定したが、パブリシティ権侵害に対する計算式は次のとおりである。

$$\text{計算金額} = (\text{販売価格} \times \text{販売部数} \times \text{掲載頁数} / \text{全体頁数}) \times \text{使用料率}$$

そして、原告A～Uについての損害額は、添付目録に見られるように算定されたのである。

また、プライバシーの侵害に対する損害額（慰謝料）は、原告A，B，Iについてのみその心情を考慮して、40万円，20万円，20万円と認定されたのである。この金額の妥当性はわからないが、裁判所による裁量といえるのだろう。

- (1) 拙著「商品化権」228頁．六法出版社（1980）。拙著「キャラクター戦略と商品化権」385頁．発明協会（2000）。伊藤正己「プライバシーの権利」126頁．岩波書店（1963）

〔牛木 理一〕

(別紙)

原告認容金額目録

原告名	認容金額
原告A	160万0198円
原告B	160万1699円
原告C	18万2986円
原告D	7万7000円
原告E	9万1493円
原告F	7万7000円
原告G	31万3990円
原告H	9万4784円
原告I	44万2497円
原告J	9万0100円
原告K	63万3953円
原告L	25万6986円
原告M	29万4629円
原告N	9万0100円
原告O	9万0100円
原告P	9万1493円
原告Q	28万5516円
原告R	9万1493円
原告S	35万3770円
原告T	18万2986円
原告U	9万1493円

## 本判決が引用した最高裁判決の主文と理由

- (1) 最高裁昭和58年(才)第1311号同63年2月16日三小廷判決(民集42巻2号27頁)

### 主 文

上告人の謝罪、謝罪文の放送及び新聞紙上への掲載並びに慰藉料の支払の請求に係る部分につき本件上告を棄却し、その余の上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

### 理 由

上告人の上告理由について

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである。しかしながら、氏名を正確に呼称される利益は、氏名を他人に冒用されない権利・利益と異なり、その性質上不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえないから、他人に不正確な呼称をされたからといつて、直ちに不法行為が成立するというべきではない。すなわち、当該他人の不正確な呼称をする動機、その不正確な呼称の態様、呼称する者と呼称される者との個人的・社会的な関係などによつて、呼称される者が不正確な呼称によつて受ける不利益の有無・程度には差異があるのが通常であり、しかも、我が国の場合、漢字によつて表記された氏名を正確に呼称することは、漢字の日本語音が複数存在しているため、必ずしも容易ではなく、不正確に呼称することも少なくないことなどを考えると、不正確な呼称が明らかな蔑称である場合はともかくとして、不正確に呼称したすべての行為が違法性のあるものとして不法行為を構成するというべきではなく、むしろ、不正確に呼称した行為であつても、当該個人の明示的な意思に反してことさらに不正確な呼称をしたか、又は害意をもつて不正確な呼称をしたなどの特段の事情がない限り、違法性のない行為として容認されるものというべきである。更に、外国人の氏名の呼称について考えるに、外国人の氏名の民族語音を日本語的な発音によつて正確に再現することは通常極めて困難であり、たとえば漢字によつて表記される著名な外国人の氏名を各放送局が個別にあえて右のような民族語音による方法によつて呼称しようとするれば、社会に複数の呼称が生じて、氏名の社会的な側面である個人の識別機能が損なわれかねないから、

社会的にある程度氏名の知れた外国人の氏名をテレビ放送などにおいて呼称する場合には、民族語音によらない慣用的な方法が存在し、かつ、右の慣用的な方法が社会一般の認識として是認されたものであるときには、氏名の有する社会的な側面を重視し、我が国における大部分の視聴者の理解を容易にする目的で、右の慣用的な方法によつて呼称することは、たとえ当該個人の明示的な意思に反したとしても、違法性のない行為として容認されるものというべきである。

これを本件についてみるに、原審の確定したところによれば、上告人は、韓国籍を有する外国人であり、その氏名は漢字によつて「A」と表記されるが、民族語読みによれば「D」と発音されるところ、被上告人は、昭和五〇年九月一日及び同月二日のテレビ放送のニュース番組において、上告人があらかじめ表明した意思に反して、上告人の氏名を日本語読みによつて「E」と呼称したというのであるが、漢字による表記とその発音に関する我が国の歴史的な経緯、右の放送当時における社会的な状況など原審確定の諸事情を総合的に考慮すると、在日韓国人の氏名を民族語読みによらず日本語読みで呼称する慣用的な方法は、右当時においては我が国の社会一般の認識として是認されていたものということが出来る。そうすると、被上告人が上告人の氏名を慣用的な方法である日本語読みによつて呼称した右行為には違法性がなく、民法七〇九条、七二三条に基づく謝罪、謝罪文の放送及び新聞紙上への掲載並びに慰藉料の支払を求める上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断は、その余の判断をするまでもなく、結局において正当であるから、首肯するに足りる。所論中違憲をいう部分は、その実質において不法行為に関する法令の解釈適用の誤りをいうものにすぎず、原審が不法行為の成立を否定した点につき結局において法令の解釈適用の誤りのないことは、右説示のとおりである。論旨は、採用することができない。

なお、上告人は、謝罪、謝罪文の放送及び新聞紙上への掲載並びに慰藉料の支払を求める請求を除くその余の請求に係る部分については、上告理由を記載した書面を提出しない。

よつて、民訴法四〇一条、三九九条ノ三、三九九条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	島		敦
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	安	岡	満	彦
裁判官	坂	上	壽	夫

(2) 最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決  
(刑集23巻12号1625頁)

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人の上告趣意二のうち、および弁護人青柳孝夫の上告趣意第一点のうち、昭和二九年京都市条例第一〇号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（以下「本条例」という。）が、憲法二一条に違反するという主張について。

本条例が、道路その他屋外の公共の場所で、集会もしくは集団行進を行なおうとするときまたは場所のいかんを問わず集団示威運動を行なおうとするときは、公安委員会の許可を受けなければならないと定め、これらの集団行動（以下単に「集団行動」という。）を事前に規制しようとするものであることは所論のとおりである。しかしながら、本条例を検討すると、同条例は、集団行動について、公安委員会の許可を必要としているが（二条）、公安委員会は、集団行動の実施が「公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外はこれを許可しなければならない。」と定め（六条）、許可を義務づけており、不許可の場合を厳格に制限しているのである。

そして、このような内容をもつ公安に関する条例が憲法二一条の規定に違反するものでないことは、これとほとんど同じ内容をもつ昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例についてした当裁判所の大法廷判決（昭和三五年（あ）第一一二号同年七月二〇日判決、刑集一四巻九号一二四三頁）の明らかにするところであり、これを変更する必要は認められないから、所論は理由がない。

同弁護人の上告趣意第一点のうち、本条例が憲法三一条に違反するとの主張について。

所論は、本条例は、許可を与える際必要な条件をつけることができると定め（六条）、この条件に違反し、または違反しようとする場合には、警察本部長が、その主催者、指導者もしくは参加者に対し警告を発し、その行動を制止することができる（八条）、更に、条件違反の場合には、主催者、指導者等を処罰することができる旨定めている（九条）が、このように、右条件の内容の解釈および条件違反の判定

をすべて警察に委ねている点で、適法手続を定めた憲法三一条に違反し、また、条件を取締当局に都合のよいように定めることを許している点でも、白地刑法を禁止した同条に違反する旨主張する。

しかし、本条例六条一項但書は、公安委員会の付しうる条件の範囲を定めており、これに基づいて具体的に条件が定められ、これが主催者または連絡責任者に通告され（六条二項、同条例施行規則五条）、この具体化された条件に違反した行為が、警告、制止および処罰の対象となるのであつて、所論のように取締当局がほしいままに条件を定めることを許しているものではなく、犯罪の構成要件が規定されていないとかまたは不明確であるとかいうことはできない。そうすると、所論違憲の主張は、その前提を欠くことになり、適法な上告理由とならない。

被告人本人の上告趣意三の（４）について。

所論は、本人の意思に反し、かつ裁判官の令状もなくされた本件警察官の写真撮影行為を適法とした原判決の判断は、肖像権すなわち承諾なしに自己の写真を撮影されない権利を保障した憲法一三条に違反し、また令状主義を規定した同法三五条にも違反すると主張する。

ところで、憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといふべきである。

これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして、犯罪を捜査することは、公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の一つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるのであるから（警察法二条一項参照）、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうるものといわなければならない。



そこで、その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑訴法二一八条二項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。すなわち、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の周辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法一三条、三五条に違反しないものと解すべきである。

これを本件についてみると、原判決およびその維持した第一審判決の認定するところによれば、昭和三七年六月二一日に行なわれた本件A主催の集団行進集団示威運動においては、被告人の属するB学生集団はその先頭集団となり、被告人はその列外最先頭に立つて行進していたが、右集団は京都市a区b町c下る約三〇メートルの地点において、先頭より四列ないし五列目位まで七名ないし八名位の縦隊で道路のほぼ中央あたりを行進していたこと、そして、この状況は、京都府公安委員会が付した「行進隊列は四列縦隊とする」という許可条件および京都府中立売警察署長が道路交通法七七条に基づいて付した「車道の東側端を進行する」という条件に外形的に違反する状況であつたこと、そこで、許可条件違反等の違法状況の視察、採証の職務に従事していた京都府山科警察署勤務の巡査Dは、この状況を現認して、許可条件違反の事実ありと判断し、違法な行進の状態および違反者を確認するため、Eの東側歩道上から前記被告人の属する集団の先頭部分の行進状況を撮影したというのであり、その方法も、行進者に特別な受忍義務を負わせるようなものではなかつたというのである。

右事実によれば、D巡査の右写真撮影は、現に犯罪が行なわれていると認められる場合になされたものであつて、しかも多数の者が参加し刻々と状況が変化する集団行動の性質からいつて、証拠保全の必要性および緊急性が認められ、その方法も一般的に許容される限度をこえない相当なものであつたと認められるから、たとえそれが被告人ら集団行進者の同意もなく、その意思に反して行なわれたとしても、適法な職務執行行為であつたといわなければならない。

そうすると、これを刑法九五条一項によつて保護されるべき職務行為にあつたと

した第一審判決およびこれを是認した原判決の判断には、所論のように、憲法一三条、三五条に違反する点は認められないから、論旨は理由がない。

被告人本人のその余の上告趣意は、憲法違反をいう点もあるが、実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

同弁護人のその余の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、同条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和四四年一二月二四日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	石	田	和	外
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	村	上	朝	一
裁判官	関	根	小	郷

(3) 最高裁平成15年(受)第281号同17年11月10日一小廷判決  
(民集59巻9号2428頁)

主 文

- 1 原判決主文第1項(1)を破棄する。
- 2 前項の部分につき本件を大阪高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人株式会社A1及び同A2のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人株式会社A1及び同A2の負担とする。

理 由

上告代理人鳥飼重和ほかの上告受理申立て理由第3の2について

- 1 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成10年7月に和歌山市内で発生したカレーライスへの毒物混入事件等につき、殺人罪等により逮捕、勾留され、起訴された被告人である(以下、被上告人を被疑者、被告人とする上記事件等を「本件刑事事件」という。)。本件刑事事件は、極めて重大な事案として、国民の多くの注目を集めていた。

上告人株式会社A1(以下「上告会社」という。)は、書籍及び雑誌の出版等を目的とする株式会社であり、昭和56年から平成13年8月まで、「E」と題する写真週刊誌(以下「本件写真週刊誌」という。)を発行していた。上告人A2(以下「上告人A2」という。)は、平成10年1月から平成13年8月まで、本件写真週刊誌の編集長及び発行人の地位にあった。上告人A3(以下「上告人A3」という。)は、平成11年当時、上告会社の代表取締役であった。

(2) 平成10年11月25日、和歌山地方裁判所の法廷において、被上告人の被疑者段階における勾留理由開示手続が行われた。本件写真週刊誌のカメラマンは、小型カメラを上記法廷に隠して持ち込み、本件刑事事件の手続における被上告人の動静を報道する目的で、閉廷直後の時間帯に、裁判所の許可を得ることなく、かつ、被上告人に無断で、裁判所職員及び訴訟関係人に気付かれないようにして、傍聴席から被上告人の容ぼう、姿態(以下、併せて「容ぼう等」という。)を写真撮影した(以下、この写真を「本件写真」という。)。本件写真は、手錠をされ、腰縄を付けられた状態にある被上告人をとらえたものである。

(3) 上告会社は、平成11年5月19日、本件写真週刊誌の同月26日号に、「法廷を嘲笑う『X』の毒カレー初公判—この『怪物』を裁けるのか」との表題の下に、本件写真を主体とした記事(第1審判決添付の別紙1のとおりのも。以下「本件第1記事」という。)を掲載し、そのころ、これを発行した。本件第1記事には、

被上告人が手錠をされ、腰縄を付けられた状態であることを殊更指摘する記載がある。

(4) 被上告人は、平成11年8月11日、上告会社及び上告人A2に対し、本件写真の撮影及び本件第1記事の本件写真週刊誌への掲載により被上告人の肖像権が侵害されたと主張して、上告人A2については民法709条に基づき、上告会社については同法715条に基づき、慰謝料の支払等を求める訴えを提起した（以下、この訴訟事件を「第1事件」という。）。

(5) 上告会社は、平成11年8月18日、本件写真週刊誌の同月25日号に、「『肖像権』で本誌を訴えた『X』殿へー絵ならどうなる？」との表題の下に、被上告人の本件刑事事件の法廷内における容ぼう等を描いた3点のイラスト画と文章から成る記事（第1審判決添付の別紙2のとおりのも。以下「本件第2記事」という。）を掲載し、そのころ、これを発行した。上記イラスト画（見開き2頁の本件第2記事の上段に1点、下段に2点が描かれている。以下、併せて「本件イラスト画」という。）のうち上段のものは、被上告人が手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態が描かれたものであり、下段の2点は、被上告人が訴訟関係人から資料を見せられている状態が描かれたもの及び被上告人が手振りを交えて話しているような状態が描かれたものである。本件第2記事の文章には、刑事事件の被告人である被上告人が第1事件の訴えを提起したことについて、被上告人を侮辱し、又はその名誉を毀損する表現がある。

(6) 上告人A3は、本件第2記事の掲載当時、上告会社の内部において、本件写真週刊誌の取材、報道に関し違法行為の発生を防止する管理体制を整えていなかったものであり、本件第2記事による被上告人に対する名誉毀損等の不法行為に関し、上告人A3には、その職務の執行につき重過失があった。

(7) 被上告人は、平成11年12月6日、上告人らに対し、本件第2記事の本件写真週刊誌への掲載は、被上告人の肖像権を侵害し、被上告人の名誉を毀損し、被上告人を侮辱するものであるなどと主張し、上告人A2については民法709条に基づき、上告会社については同法715条に基づき、上告人A3については商法266条ノ3に基づき、慰謝料の支払等を求める訴えを提起した（以下、この訴訟事件を「第2事件」という。）。本件は、第1事件と第2事件が併合されたものである。

2 原審は、次のとおり判断して、第1事件については、慰謝料及び弁護士費用220万円並びにこれに対する遅延損害金の請求を認容した第1審判決を是認し、第2事件については、慰謝料及び弁護士費用220万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求める限度において、被上告人の請求を認容した。

(1) みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的利益は、被撮影者が刑事事件の被疑者や被告人であっても法的に保護され、本件写真の撮影及び本件第1記事の本件写真週刊誌への掲載は、被上告人の上記法的に保護された利益である肖像権を侵害する。ある取材、報道行為が他者の肖像権を侵害する結果となる場合であっても、当該取材、報道行為が公共の利害に関する事項にかかわり、専ら公益を図る目的でされ、当該取材、報道の手段方法がその目的に照らして相当であるという要件を満たすときには、その行為の違法性が阻却される。これらの要件については、個別にその有無を判断するだけでなく、その程度を勘案して総合的に判断すべきである。本件写真の撮影及び本件第1記事の掲載は、公共の利害に関する事項にかかわり、専ら公益を図る目的でされたと認められる。しかし、本件写真の撮影方法は相当性を欠き、また、本件第1記事には、被上告人が手錠をされ、腰縄を付けられた状態であることを殊更指摘する記載があるなど、本件第1記事の説明文も相当性を欠くから、本件写真の撮影及び本件第1記事の掲載の違法性が阻却されるものではない。よって、上告会社及び上告人A2は、被上告人に対し、本件写真の撮影及び本件写真を含む本件第1記事の本件写真週刊誌への掲載につき損害賠償責任を負う。

(2) 個人の容ぼう等を描写する手段が写真であるかイラスト画であるかは肖像権侵害の有無を決定する本質的問題とはいえず、イラスト画に描かれた容ぼう等がある特定の人物のものであると容易に判断することができるときには、当該イラスト画は、その個人の肖像権を侵害する。本件イラスト画は、被上告人の容ぼう等をとらえたものと容易に判断することができるから、被上告人の肖像権を侵害するものである。本件第2記事は、公共の利害に関する事項にかかわるものではあるが、これを全体として見た場合、被上告人が第1事件の訴えを提起した事実をやゆする意図に出たものであって、本件第2記事の本件写真週刊誌への掲載が専ら公益を図る目的でされたとは認められず、本件イラスト画による肖像権侵害の違法性が阻却されるものではない。本件イラスト画は被上告人の肖像権を侵害するものであり、本件第2記事の文章は、被上告人を侮辱し、又はその名誉を毀損するものであるから、上告人らは、被上告人に対し、本件イラスト画を含む本件第2記事の本件写真週刊誌への掲載につき損害賠償責任を負う。

3 しかしながら、原審の上記判断(1)は結論において是認することができるが、同(2)は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 【要旨1】人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和40年（あ）第1187号

同44年12月24日大法院判決・刑集23巻12号1625頁参照）。もつとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。

また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。

これを本件についてみると、【要旨2】前記のとおり、被上告人は、本件写真の撮影当時、社会の耳目を集めた本件刑事事件の被疑者として拘束中の者であり、本件写真は、本件刑事事件の手續での被上告人の動静を報道する目的で撮影されたものである。しかしながら、本件写真週刊誌のカメラマンは、刑訴規則215条所定の裁判所の許可を受けることなく、小型カメラを法廷に持ち込み、被上告人の動静を隠し撮りしたというのであり、その撮影の態様は相当なものとはいえない。また、被上告人は、手錠をされ、腰縄を付けられた状態の容ぼう等を撮影されたものであり、このような被上告人の様子をあえて撮影することの必要性も認め難い。本件写真が撮影された法廷は傍聴人に公開された場所であったとはいえ、被上告人は、被疑者として出頭し在廷していたのであり、写真撮影が予想される状況の下に任意に公衆の前に姿を現したものではない。以上の事情を総合考慮すると、本件写真の撮影行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法であるとの評価を免れない。そして、このように違法に撮影された本件写真を、本件第1記事に組み込み、本件写真週刊誌に掲載して公表する行為も、被上告人の人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。

(2) 【要旨3】人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である。しかしながら、人の容ぼう等を撮影した写真は、カメラのレンズがとらえた被撮影者の容ぼう等を化学的方法等により再現したものであり、それが公表された場合は、被撮影者の容ぼう等をありのままに示したものであることを前提とした受け取り方をされるものである。これに対し、人の容ぼう等を描写したイラスト画は、その描写に作者の主

観や技術が反映するものであり、それが公表された場合も、作者の主観や技術を反映したものであることを前提とした受け取り方をされるものである。したがって、人の容ぼう等を描写したイラスト画を公表する行為が社会生活上受忍の限度を超えて不法行為法上違法と評価されるか否かの判断に当たっては、写真とは異なるイラスト画の上記特質が参酌されなければならない。

これを本件についてみると、【要旨4】前記のとおり、本件イラスト画のうち下段のイラスト画2点は、法廷において、被上告人が訴訟関係人から資料を見せられている状態及び手振りを交えて話しているような状態が描かれたものである。現在の我が国において、一般に、法廷内における被告人の動静を報道するためにその容ぼう等をイラスト画により描写し、これを新聞、雑誌等に掲載することは社会的に是認された行為であると解するのが相当であり、上記のような表現内容のイラスト画を公表する行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて被上告人の人格的利益を侵害するものとはいえないというべきである。したがって、上記イラスト画2点を本件第2記事に組み込み、本件写真週刊誌に掲載して公表した行為については、不法行為法上違法であると評価することはできない。しかしながら、【要旨5】本件イラスト画のうち上段のものは、前記のとおり、被上告人が手錠、腰縄により身体の拘束を受けている状態が描かれたものであり、そのような表現内容のイラスト画を公表する行為は、被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するものというべきであり、同イラスト画を、本件第2記事に組み込み、本件写真週刊誌に掲載して公表した行為は、社会生活上受忍すべき限度を超えて、被上告人の人格的利益を侵害するものであり、不法行為法上違法と評価すべきである。

これと異なり、下段のイラスト画2点を公表したことをも違法であるとして、これを前提に上告人らの損害賠償責任を認めた原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由がある。

4 以上によれば、原判決主文第1項(1)は破棄を免れず、被上告人の被った損害について更に審理を尽くさせるため、同部分につき、本件を原審に差し戻すこととし、上告会社及び上告人A2のその余の上告は、理由がないので、これを棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 島田仁郎 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉徳治 裁判官 才口千晴)

(4) 最高裁平成21年(受)第2056号同24年2月2日一小廷判決  
(民集66巻2号89頁)

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人中村稔ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人らが、上告人らを被写体とする14枚の写真を無断で週刊誌に掲載した被上告人に対し、上告人らの肖像が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利が侵害されたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1)ア 上告人らは、昭和51年から昭和56年まで、女性デュオ「ピンク・レディー」(以下、単に「ピンク・レディー」という。)を結成し、歌手として活動をしていた者である。ピンク・レディーは、子供から大人に至るまで幅広く支持を受け、その曲の振り付けをまねることが全国的に流行した。

イ 被上告人は、書籍、雑誌等の出版、発行等を業とする会社であり、週刊誌「女性自身」を発行している。

(2) 平成18年秋頃には、ダイエットに興味を持つ女性を中心として、ピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法が流行した。

(3)ア 被上告人は、平成19年2月13日、同月27日号の上記週刊誌(縦26cm、横21cmのAB変型版サイズで約200頁のもの。以下「本件雑誌」という。)を発行し、その16頁ないし18頁に「ピンク・レディー de ダイエット」と題する記事(以下「本件記事」という。)を掲載した。

イ 本件記事は、タレント(以下「本件解説者」という。)がピンク・レディーの5曲の振り付けを利用したダイエット法を解説することなどを内容とするものであり、本件記事には、上告人らを被写体とする14枚の白黒写真(以下「本件各写真」という。)が使用されている。

(4)ア 本件雑誌16頁右端の「ピンク・レディー de ダイエット」という見出しの上部には、歌唱している上告人らを被写体とする縦4.8cm、横6.7cmの写真



が1枚掲載されている。

イ 本件雑誌16頁及び17頁には上下2段に分けて各1曲の振り付けを、同18頁の上半分には残りの1曲の振り付けをそれぞれ利用したダイエット法が解説されている。上記の各解説部分には、それぞれのダイエット効果を記述する見出しと4コマのイラストと文字による振り付けの解説などに加え、歌唱している上告人らを被写体とする縦5cm、横7.5cmないし縦8cm、横10cmの写真が1枚ずつ、本件解説者を被写体とする写真が1枚ないし2枚ずつ掲載されている。

ウ 本件雑誌17頁の左端上半分には、ピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法の効果等に関する記述があり、その下には水着姿の上告人らを被写体とする縦7cm、横4.4cmの写真が1枚掲載されている。また、同頁の左端下半分には、本件解説者が子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたなどの思い出等を語る記述がある。

エ 本件雑誌18頁の下半分には「本誌秘蔵写真で綴るピンク・レディーの思い出」という見出しの下に、上告人らを被写体とする縦2.8cm、横3.6cmないし縦9.1cm、横5.5cmの写真が合計7枚掲載されている。その下には、本件解説者とは別のタレントが上記同様の思い出等を語る記述があり、その左横には、上記タレントを被写体とする写真が1枚掲載されている。

(5) 本件各写真は、かつて上告人らの承諾を得て被上告人側のカメラマンにより撮影されたものであるが、上告人らは本件各写真が本件雑誌に掲載されることについて承諾しておらず、本件各写真は、上告人らに無断で本件雑誌に掲載された。

3(1) 人の氏名、肖像等(以下、併せて「肖像等」という。)は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される(氏名につき、最高裁昭和58年(オ)第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁、肖像につき、最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁平成15年(受)第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁各参照)。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利(以下「パブリシティ権」という。)は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものとい

うことができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、上告人らは、昭和50年代に子供から大人に至るまで幅広く支持を受け、その当時、その曲の振り付けをまねることが全国的に流行したというのであるから、本件各写真の上告人らの肖像は、顧客吸引力を有するものといえる。

しかしながら、前記事実関係によれば、本件記事の内容は、ピンク・レディーそのものを紹介するものではなく、前年秋頃に流行していたピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法につき、その効果を見出しに掲げ、イラストと文字によって、これを解説するとともに、子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するというものである。そして、本件記事に使用された本件各写真は、約200頁の本件雑誌全体の3頁の中で使用されたにすぎない上、いずれも白黒写真であって、その大きさも、縦2.8cm、横3.6cmないし縦8cm、横10cm程度のものであったというのである。これらの事情に照らせば、本件各写真は、上記振り付けを利用したダイエット法を解説し、これに付随して子供の頃に上記振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するに当たって、読者の記憶を喚起するなど、本件記事の内容を補足する目的で使用されたものというべきである。

したがって、被上告人が本件各写真を上告人らに無断で本件雑誌に掲載する行為は、専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、不法行為法上違法であるということとはできない。

4 以上によれば、本件各写真を本件雑誌に掲載する行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官金築誠志の補足意見がある。

裁判官金築誠志の補足意見は、次のとおりである。

パブリシティ権の侵害となる場合をどのような基準で認めるかについては、これまでの下級審裁判例等を通じいくつかの見解が示されているが、パブリシティ権が人の肖像等の持つ顧客吸引力の排他的な利用権である以上、顧客吸引力の無断利用を侵害の中核的要素と考えるべきであろう。

もっとも、顧客吸引力を有する著名人は、パブリシティ権が問題になることが多い芸能人やスポーツ選手に対する娯楽的な関心をも含め、様々な意味において社会の正当な関心の対象となり得る存在であって、その人物像、活動状況等の紹介、報道、論評等を不当に制約するようなことがあってはならない。そして、ほとんどの報道、出版、放送等は商業活動として行われており、そうした活動の一環として著名人の肖像等を掲載等した場合には、それが顧客吸引の効果を持つことは十分あり得る。したがって、肖像等の商業的利用一般をパブリシティ権の侵害とすることは適当でなく、侵害を構成する範囲は、できるだけ明確に限定されなければならないと考える。また、我が国にはパブリシティ権について規定した法令が存在せず、人格権に由来する権利として認め得るものであること、パブリシティ権の侵害による損害は経済的なものであり、氏名、肖像等を使用する行為が名誉毀損やプライバシーの侵害を構成するに至れば別個の救済がなされ得ることも、侵害を構成する範囲を限定的に解すべき理由としてよいであろう。こうした観点については、物のパブリシティ権を否定した最高裁平成13年（受）第866号、第867号同16年2月13日第二小法廷判決・民集58巻2号311頁が、物の名称の使用など、物の無体物としての面の利用に関しては、商標法等の知的財産権関係の法律が、権利の保護を図る反面として、使用权の付与が国民の経済活動や文化的活動の自由を過度に制約することのないよう、排他的な使用权の及ぶ範囲、限界を明確にしていることに鑑みると、競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に排他的な使用权等を認めることは相当でないと判示している趣旨が想起されるべきであると思う。

肖像等の無断使用が不法行為法上違法となる場合として、本判決が例示しているのは、ブロマイド、グラビア写真のように、肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象

となる商品等として使用する場合、いわゆるキャラクター商品のように、商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付する場合、肖像等を商品等の広告として使用する場合の三つの類型であるが、これらはいずれも専ら顧客吸引力を利用する目的と認めるべき典型的な類型であるとともに、従来の下級審裁判例で取り扱われた事例等から見る限り、パブリシティ権の侵害と認めてよい場合の大部分をカバーできるものとなっているのではないかと思われる。これら三類型以外のものについても、これらに準ずる程度に顧客吸引力を利用する目的が認められる場合に限定することになれば、パブリシティ権の侵害となる範囲は、かなり明確になるのではないだろうか。

なお、原判決は、顧客吸引力の利用以外の目的がわずかでもあれば、「専ら」利用する目的ではないことになるという問題点を指摘しているが、例えば肖像写真と記事が同一出版物に掲載されている場合、写真の大きさ、取り扱われ方等と、記事の内容等を比較検討し、記事は添え物で独立した意義を認め難いようなものであったり、記事と関連なく写真が大きく扱われていたりする場合には、「専ら」といつてよく、この文言を過度に厳密に解することは相当でないと考える。

(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志 裁判官 横田尤孝 裁判官 白木 勇)

(5) 最高裁平成元年(才)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決  
(民集48巻2号149頁)

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大塚喜一、同四ノ宮啓及び上告代理人木村壯、同長谷川幸雄、同佐藤博史、同虎頭昭夫、同黒田純吉、同幣原廣、同後藤昌次郎、同四ノ宮啓、同大塚喜一の各上告理由について

一 被上告人の請求は、上告人の著作に係る「逆転」と題する出版物（以下「本件著作」という。）で被上告人の実名が使用されたため、その刊行により、被上告人が後記の刑事事件につき被告人となり有罪判決を受けて服役したという前科にかかわる事実が公表され、精神的苦痛を被ったと主張して、上告人に対し、慰謝料三〇〇万円の支払を求めるものである。

二 これに対して、原審は、概要、後記1ないし3の事実関係を確定した上、要するに、本件著作が出版されたころには、被上告人は、右の事実を他人に知られないことにつき人格的利益を有し、かつ、その利益は、法的保護に値する状況にあったというべきところ、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用してその前科にかかわる事実を公表したことを正当とする理由はなく、また、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用しても違法でない信ずることに相当な理由もないとして、上告人の被上告人に対する不法行為責任を認め、本件請求を慰謝料五〇万円の支払を求める限度で認容した一審判決を正当とし、上告人の控訴を棄却した。

1 本件著作は、昭和三九年八月一六日午前三時ころ、当時アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄県宜野湾市 a で発生した被上告人ら四名とアメリカ合衆国軍隊に所属するD一等兵及びE伍長との喧嘩が原因となって、Dが死亡し、Eが負傷した事件につき、被上告人ら四名が、同年九月四日、アメリカ合衆国琉球列島民政府高等裁判所の起訴陪審の結果、Dに対する傷害致死及びEに対する傷害の各罪（適条は我が国の刑法二〇五条及び二〇四条による。）で起訴され、陪審評議の結果、Dに対する関係では、傷害致死の公訴事実については無罪であるが、これに含まれる

傷害の公訴事実については有罪、Eに対する関係では、無罪であると答申され、同年十一月六日、Dに対する傷害の罪で、被上告人ほか二名が懲役三年の実刑判決、他の一名が懲役二年、執行猶予二年の有罪判決を受けた裁判を素材とするものである。

2 被上告人は、本件裁判で服役し、昭和四一年一〇月に仮出獄した後、沖縄でしばらく働いていたが、本件事件のこともあってうまくいかず、やがて沖縄を離れて上京し、昭和四三年一〇月から都内のバス会社に運転手として就職した。被上告人は、その後、結婚したが、会社にも、妻にも、前科を秘匿していた。本件事件及び本件裁判は、当時、沖縄では大きく新聞報道されたが、本土では新聞報道もなく、東京で生活している被上告人の周囲には、その前科にかかわる事実を知る者はいなかった。

3 上告人は、本件裁判の陪審員の一人であったが、その体験に基づき、本件著作を執筆し、本件著作は、昭和五二年八月、株式会社Fから刊行され、ノンフィクション作品として世上高い評価を受け、昭和五三年にはG賞を受賞した。

三 所論は、前記の理由で上告人の被上告人に対する不法行為責任を認めた原判決には、憲法違反、判決に影響を及ぼす法令違反、理由不備ないし理由齟齬の違法があるというので、以下、検討する。

1 ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである（最高裁昭和五二年（オ）第三二三号同五六年四月一四日第三小法廷判決・民集三五卷三号六二〇頁参照）。この理は、右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであっても、私人又は私的団体によるものであっても変わるものではない。そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有するというべきである。

もっとも、ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであ

るから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない（最高裁昭和五五年（あ）第二七三号同五六年四月一六日第一小法廷判決・刑集三五卷三号八四頁参照）。さらにまた、その者が選挙によって選出される公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない（最高裁昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇卷五号一一一八頁参照）。

そして、ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。

要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。なお、このように解しても、著作者の表現の自由を不当に制限するものではない。けだし、表現の自由は、十分に尊重されなければならないものであるが、常に他の基本的人権に優越するものではなく、前科等にかかわる事実を公表することが憲法の保障する表現の自由の範囲内に属するものとして不法行為責任を追求される余地がないものと解することはできないからである。この理は、最高裁昭和二八年（オ）第一二四一号同三一年七月四日大法廷判決・民集一〇卷七号七八五頁の趣旨に徴しても明らかであり、原判決の違憲をい

う論旨を採用することはできない。

2 そこで、以上の見地から本件をみると、まず、本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実を照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない。しかも、被上告人は、地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していたのであって、公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかわる事実の公表を受忍しなければならない場合ではない。

所論は、本件著作は、陪審制度の長所ないし民主的な意義を訴え、当時のアメリカ合衆国の沖縄統治の実態を明らかにしようとすることを目的としたものであり、そのために本件事件ないしは本件裁判の内容を正確に記述する必要があったというが、その目的を考慮しても、本件事件の当事者である被上告人について、その実名を明らかにする必要があったとは解されない。本件著作は、陪審評議の経過を詳細に記述し、その点が特色となっているけれども、歴史的事実そのものの厳格な考究を目的としたものとはいえず、現に上告人は、本件著作において、米兵たちの事件前の行動に関する記述は周囲の人の話や証言などから推測的に創作した旨断っており、被上告人に関する記述についても、同人が法廷の被告人席に座って沖縄へ渡って来たことを後悔し、そのころの生活等を回顧している部分は、被上告人は事実でないとしている。その上、上告人自身を含む陪審員については、実名を用いることなく、すべて仮名を使用しているのであって、本件事件の当事者である被上告人については特にその実名を使用しなければ本件著作の右の目的が損なわれる、と解することはできない。

さらに、所論は、本件著作は、右の目的のほか、被上告人ら四名が無実であったことを明らかにしようとしたものであるから、本件事件ないしは本件裁判について、被上告人の実名を使用しても、その前科にかかわる事実を公表したことにはならないという。しかし、本件著作では、上告人自身を含む陪審員の評議の結果、被上告人ら四名がDに対する傷害の罪で有罪と答申された事実が明らかにされている上、被上告人の下駄やシャツに米兵の血液型と同型の血液が付着していた事実など、被上告人と事件とのかかわりを示す証拠が裁判に提出されていることが記述され、ま



た、陪審評議において、喧嘩両成敗であるとの議論がされた旨の記述はあるが、被上告人ら四名が正当防衛として無罪であるとの主張がされた旨の記述はない。したがって、本件著作は、被上告人ら四名に対してされた陪審の答申と当初の公訴事実との間に大きな相違があり、また、言い渡された刑が陪審の答申した事実に対する量刑として重いという印象を強く与えるものではあるが、被上告人が本件事件に全く無関係であったとか、被上告人ら四名の行為が正当防衛であったとかいう意味において、その無実を訴えたものであると解することはできない。

以上を総合して考慮すれば、本件著作が刊行された当時、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたところ、本件著作において、上告人が被上告人の実名を使用して右の事実を公表したことを正当とするまでの理由はないといわなければならない。そして、上告人が本件著作で被上告人の実名を使用すれば、その前科にかかわる事実を公表する結果になることは必至であって、実名使用の是非を上告人が判断し得なかったものとは解されないから、上告人は、被上告人に対する不法行為責任を免れないものというべきである。

3 以上説示したとおり、上告人の被上告人に対する不法行為責任を認めた原審の判断は、正当として是認することができ、所論は採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	大	野	正	男
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	佐	藤	庄	市郎
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	千	種	秀	夫

(6) 最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日二小廷判決  
(民集57巻3号229頁)

主 文

原判決中上告人の敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人古賀正義の上告受理申立て理由第一点について

1 本件は、上告人が発行した週刊誌に掲載された記事により、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたとする被上告人が、上告人に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めている事件である。

原審が確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 被上告人(昭和50年10月生まれ)は、平成6年9月から10月にかけて、成人又は当時18歳、19歳の少年らと共謀の上、連続して犯した殺人、強盗殺人、死体遺棄等の4つの事件により起訴され、刑事裁判を受けている刑事被告人である。

上告人は、図書及び雑誌の出版等を目的とする株式会社であり、「週刊文春」と題する週刊誌を発行している。

(2) 上告人は、名古屋地方裁判所に上記各事件の刑事裁判の審理が係属していた平成9年7月31日発売の「週刊文春」誌上に、第1審判決添付の別紙二のとおり、「『少年犯』残虐」「法廷メモ独占公開」などという表題の下に、事件の被害者の両親の思いと法廷傍聴記等を中心にした記事(以下「本件記事」という。)を掲載したが、その中に、被上告人について、仮名を用いて、法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を記載した部分がある。

2 原審は、次のとおり判示し、被上告人の損害賠償請求を一部認容すべきものとした。

(1) 本件記事で使用された仮名乙'は、本件記事が掲載された当時の被上告人の実名乙と類似しており、社会通念上、その仮名の使用により同一性が秘匿されたと認めることは困難である上、本件記事中に、出生年月、出生地、非行歴や職歴、交友関係等被上告人の経歴と合致する事実が詳細に記載されているから、被上告人と面識を有する特定多数の読者及び被上告人が生活基盤としてきた地域社会の不特定多

数の読者は、乙'と被上告人との類似性に気付き、それが被上告人を指すことを容易に推知できるものと認めるのが相当である。

(2) 少年法61条は、少年事件情報の中の加害少年本人を推知させる事項についての報道（以下「推知報道」という。）を禁止する規定であるが、これは、憲法で保障される少年の成長発達過程において健全に成長するための権利の保護とともに、少年の名誉、プライバシーを保護することを目的とするものであり、同条に違反して実名等の報道をする者は、当該少年に対する人権侵害行為として、民法709条に基づき本人に対し不法行為責任を負うものといわなければならない。

(3) 少年法61条に違反する推知報道は、内容が真実で、それが公共の利益に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的に出た場合においても、成人の犯罪事実報道の場合と異なり、違法性を阻却されることにはならず、ただ、保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却され免責されるものと解するのが相当である。

(4) 本件記事は、少年法61条が禁止する推知報道であり、事件当時18歳であった被上告人が当該事件の本人と推知されない権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情を認めるに足りる証拠は存しないから、本件記事を週刊誌に掲載した上告人は、不法行為責任を免れない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 原判決は、本件記事による被上告人の被侵害利益を、(ア) 名誉、プライバシーであるとして、上告人の不法行為責任を認めたのか、これらの権利に加えて、(イ) 原審が少年法61条によって保護されるとする「少年の成長発達過程において健全に成長するための権利」をも被侵害利益であるとして上記結論を導いたのか、その判文からは必ずしも判然としない。

しかし、被上告人は、原審において、本件記事による被侵害利益を、上記(ア)の権利、すなわち被上告人の名誉、プライバシーである旨を一貫して主張し、(イ)の権利を被侵害利益としては主張していないことは、記録上明らかである。

このような原審における審理の経過にかんがみると、当審としては、原審が上記(ア)の権利の侵害を理由に前記結論を下したものであることを前提として、審理判断

をすべきものと考えられる。

(2) 被上告人は、本件記事によって、乙'が被上告人であると推知し得る読者に対し、被上告人が起訴事実に係る罪を犯した事件本人であること（以下「犯人情報」という。）及び経歴や交友関係等の詳細な情報（以下「履歴情報」という。）を公表されたことにより、名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと主張しているところ、本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれも被上告人の名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくない被上告人のプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、被上告人と面識があり、又は犯人情報あるいは被上告人の履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事が被上告人に関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、被上告人についてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。

したがって、上告人の本件記事の掲載行為は、被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものであるとした原審の判断は、その限りにおいて是認することができる。

なお、【要旨1】少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、被上告人について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。

(3) ところで、本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである。すなわち、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証

明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、不法行為は成立しないのであるから（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照）、本件においても、これらの点を個別具体的に検討することが必要である。また、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから（最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁）、本件記事が週刊誌に掲載された当時の被上告人の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって被上告人のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、本件記事の目的や意義、公表時の社会的状況、本件記事において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断することが必要である。

(4) 【要旨2】原審は、これと異なり、本件記事が少年法61条に違反するものであることを前提とし、同条によって保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却されると解すべきであるが、本件についてはこの特段の事情を認めることはできないとして、前記(3)に指摘した個別具体的な事情を何ら審理判断することなく、上告人の不法行為責任を肯定した。この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この趣旨をいう論旨第一点の二は理由があり、原判決中上告人の敗訴部分は破棄を免れない。

そこで、更に審理を尽くさせるため、前記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 福田 博 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井繁男)